

辻 由希 東海大学政治経済学部教授

## コロナとオリンピック

コロナ禍は、スポーツやアートの領域にも大きな影響を与えた。大人数を集めて行われるイベントは軒並み中止となり関連業界やその従事者に大きな打撃を与えた。

もともと、スポーツやアート（音楽、演劇、ダンスなど）は、他者とともに空間・時間を共有することで喜びを得る活動である。これらの活動は、まさに「3密」だからこそ楽しい（一方、小説や絵画などは一人で創作や鑑賞できる）。リモートやソーシャル・ディスタンスに配慮した新しい事業形態も試みられたが、本来の魅力を完全に再現することはできなさそうである。コロナ禍で不要不急とされ、自粛を余儀なくされた活動が多い。

一方、2020年に予定されていた東京五輪・パラリンピックは、1年の延期を経て2021年の夏に開催された。デルタ株の流行によって感染状況が悪化していたことによって開催中止を求める社会運動が起った。日本政府はオリンピックを、スポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあると位置付けていたが、日本文化を世界にアピールするはずの開会式には、1年延期による総合演出チームの解散とプログラム変更、そして直前の関係者辞任に至るまでさまざまなトラブルが持ち上がった。ただ、長く自粛生活を送ってきた多くの人にとっては（筆者自身にとっても）、世界のトップアスリートの競技を観戦できたのは久々に楽しい時間であったことも否めない。

ワクチン接種が進み、いったん感染も落ち着いたこのタイミングで、スポーツ、アートと政治の関係をあら

### つじ ゆき

2011年京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了（博士（法学））。専門分野はジェンダー政治論、福祉国家論。著書に『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』（2012年、ミネルヴァ書房）、論文に「自民党の女性たちのサブカルチャー—月刊女性誌『りぶる』を手がかりに—」（田村哲樹（編）『日常生活と政治—国家中心的政治像の再検討』岩波書店、6章）、「女性首長のキャリアパスと政策」『都市問題』110巻（2019年1月）など。

ためて考えてみたいというのが今特集の趣旨である。

## スポーツ、アートと国家・権力

現代のスポーツ、アートは近代化、国民国家化と資本主義の発展とともに形成されてきた。スポーツもアートにも「する」活動と「観る」活動が含まれるが、階級社会においては、社会的属性による分断が大きかった。たとえばサッカーは庶民のスポーツで、ゴルフは紳士のスポーツといわれる。アートも、ブルデューが「文化資本」概念で表したように、絵画やクラシック、オペラ等を鑑賞する習慣（ハビトゥス）は家庭環境や学歴に左右される側面も大きい。しかし資本主義の発展は、スポーツ、アートを「観る」ことを産業化した。産業として成り立つためには上流階級だけが楽しむのではなく、大衆に観客となってもらう必要がある。またもともと大衆の親しんでいた娯楽が大きな利益を産みだす産業として見出されていく。そしてスポーツ、アートが産業となるとき、その振興は政策課題となる。また産業の発展のためには、卓越した能力・技能をもった選手や芸術家を育てることが肝要で、その育成コストを公的・私的セクターでどう分担するかも論点となる。

他方、国民国家の誕生は、市民の平等や民主主義という観点からスポーツやアートの大衆化を促した。イギリスでは大英博物館などの国立博物館、美術館は入場料が無料であり、市民のアクセスが保障されている。現代では地域の活性化や社会的包摂という観点から振興に取り組む自治体もある。その一方でナショナリズムの醸成にアートやスポーツが活用されることもある。たとえば日本のように上からの国民国家化を

進めた国では、強い国民をつくるための手段として西洋のスポーツが教育に取り入れられたり、近代以前から存在した競技がネイションのシンボルとして新たな位置付けを与えられたりした。国民としての身体や文化を身に着けるために、スポーツやアートが奨励される。

さらにスポーツ、アートはしばしば権力者から利用だけでなく規制の対象ともなってきた。それはそれらを「する」「観る」ために集まった人びとが発する熱量が、ときに社会の秩序を動搖させる（そして権力者の地位を脅かす）可能性を秘めているからであろう。とくにアートには、権力者や既存の社会秩序を批判する力がある。

## アート、スポーツと政治、人権、社会保障

アートやスポーツと政治との関係について日本では近年、さまざまな議論が起こっている。一つ目は、政治的な中立性に関する問題である。たとえば政府がアートやスポーツの振興を行う際、多様な分野・活動に対してどのような基準で振興対象として選ぶのかという論点がある。たとえばある競技には予算を付けて助成するが、他の競技にはしないということが許されるのか、公的助成対象の選考プロセスが「中立」でありえるのかという問い合わせである。またアートへの公的助成に関しては、「政治的」なメッセージが強い作品をどう扱うかという問い合わせがある。あいちトリエンナーレへの文化庁助成の不交付決定がきっかけとなり、大きな議論になった。

二つ目はアスリートやアーティストの政治活動につ

いてである。日本ではこれまで芸能人が表立って政治活動をすることはあまり無かった。政治活動、とくに政府批判などをするれば芸能界で「干される」と言われている。ファンや視聴者に忌避されることを所属事務所やテレビ局、スポンサーが懸念していると思われる。ハリウッドスターが共和党、民主党支持を堂々と表明して大統領選でも両陣営で活動しているのとは対照的である。ただ日本でもコロナ禍で、何人もの芸能人がSNSを通じて政府の政策決定に疑問を呈したり批判する例が見られた。

アスリートやアーティストの人権に関しては、肖像権やオンライン上でのハラスマントのなど課題が多い。近年、アスリートの盗撮画像や性的な加工画像の拡散などの被害が認識され、競技団体も声明を出し、対策に乗り出している。著作権法や迷惑条例違反での摘発事例も出てきたが、より強い法的規制を求める声も高まっている。

アスリート、アーティストの社会保障の不十分さもコロナ禍で露呈した。スポーツ、アートは多くの人びとが従事する産業である一方で、小規模な事業主・団体

が担い手となっているケースも多い。これらの業界にはフリーランスで働く人も多いため、雇用保険の対象からは外れてしまう。コロナ禍は、正規雇用者を標準モデルとした日本のセーフティネットでは、支援の網から漏れてしまう人も多いことをあらためて浮き彫りにした。

またスポーツもアートも、趣味のサークルから学校の部活、ユースクラブでの育成、セミプロなど、さまざまなレベルで楽しまれる。社会全体での競技者・愛好者人口が増えなければ、プロのレベルも上がらない。コロナ禍でこういった活動も打撃を受けた。

このテーマに関して論じるべき点は多岐にわたり、専門分野を超えた対話や提言が必要と思われる。本特集はその一つの試みである。■

#### 《参考文献》

- 岡田暁生（2020）『音楽の危機 《第九》が歌えなくなつた日』中公新書。  
笹川スポーツ財団ウェブサイト「特集 スポーツ歴史の検証」  
([https://www.ssf.or.jp/ssf\\_eyes/history/index.html](https://www.ssf.or.jp/ssf_eyes/history/index.html))

# オリンピックが抱える自己矛盾

## —その理想と現実—

佐々木 浩雄

龍谷大学文学部准教授

### はじめに —コロナ禍とオリンピック・パラリンピック—

私たちはコロナ禍のなかでオリンピック・パラリンピック<sup>1</sup>の開催可否を問い合わせ、あらためてオリンピックの意義について考える機会を得た。そのなかで繰り返し問われたのは「誰のための何のためのオリンピックなのか」だった。「震災からの復興五輪」も「コロナに打ち勝った証」も、「戦後復興」を謳つた1964年大会を情緒的になぞつたものであり、多くの共感を得られるものではなかった。招致以来、「なぜ東京なのか」が問われていたが、コロナ禍では「オリンピックは必要なのか」が問われることになった。オリンピックに対する疑惑の背景には、招致段階での贈賄疑惑や安倍首相のアンダーコントロール発言、新国立競技場建設をめぐる混迷、エンブレム盗作疑惑、アスリートに負担を強いいる真夏の東京開催とスケジュール問題、膨張していく大会経費、そしてパンデミック後の開催延期をめぐる政

ささき ひろお

1975年生、金沢大学大学院社会環境科学研究科修了。博士（学術）。専門は体育史・スポーツ史。著書に『体操の日本近代：戦時期の集団体操と身体の国民化』（青弓社、2016年）、「日本代表の誕生（1912-24）：オリンピックへの参加とスポーツの国家的意義」有元健・山本敦久編『日本代表論：スポーツのグローバル化とナショナルな身体』（せりか書房、2020年）など。

治的決定、組織委員会会長の女性蔑視発言、開会式演出者の不適切な人選、大会運営に関わる事業者との癒着・中抜きの構図など、欺瞞と不正に満ちたオリンピックと日本社会の負の部分の表出があった。

国際オリンピック委員会（IOC）の権威主義や商業主義的姿勢も露わになった。主催者であるIOCが開催の負担やリスクを開催国・開催都市に押しつけ、自らは特権的立場を享受するかのような傲慢さに非難が集まつた。大会開催の可否が議論されていた2021年5月、IOC副会長のジョン・コットは、「大会は緊急事態宣言下でも開催される」と語り、IOC最古参のディック・パウンド委員は「アルマゲドン（世界最終戦争）でもない限り実施できる」と断言した。トマス・バッハ会長もまた日本国民が背負うリスクを考えていないかのような発言で開催を後押しし、菅義偉首相は「決定権はIOCにある」として責任を回避した。

2021年5月中旬に実施された朝日新聞社の世論調査によると、東京オリンピック・パラリンピックの開催について3択で質問したところ、「中止」が43%、「再延期」が40%、「今夏に開催」が14%という結果だった<sup>2</sup>。また、この夏に開催する場合、「通常どおりの観客数で行う」が3%、「観客数を制限して行う」が33%、「観客なしで行う」が59%となっている。多くの人がこの夏に開催することは極めて難しいと感じていたことがわかる。しかしながらオリンピックは開催された。コロナ感染拡大のリスクを承

知で暴走を続ける本当の理由が、巨額の放映権料や開催国の威信、準備に投じた多額の費用の回収にあることはもはや誰の目にも明らかだった。

オリンピックは7月23日に開幕し、パラリンピックは9月5日に閉幕した。この間、新型コロナウイルスの感染状況はかねて危惧されたとおりに悪化した。報告された全国の新規感染者数は6月には1,000～2,000人程度で推移していたが、大会が始まる7月23日には4,234人となっており、ピークとなる8月20日(2万5,992人)までの約1ヶ月間で急激に増加した<sup>3</sup>。7月29日以後、9月9日まで新規感染者数はほぼ1万人を割ることなく、うち14日は2万人以上を数えた。重傷者数のピークは2,000人を超えた8月末から9月初旬であった。このオリンピック・パラリンピック期間の累積感染者数は72万531人、死者数は1,521人となっている。第5波と呼ばれる爆発的な感染拡大は、ちょうどオリンピック・パラリンピックの時期と重なっていた。

2020年3月の延期決定の際を含めて開催の可否について多くの議論が巻き起こったのは、第一にコロナ対策とオリンピック開催が矛盾するためだったが、このほかオリンピックが多額の公費を投入して開催されること、この状況での開催がオリンピックの理念に沿っていないと考えられたこと、そしてオリンピック自体への疑念が高まったことも大きな理由だった。以下では上記をふまえ、コロナ禍での東京大会で前景化したオリンピックの自己矛盾について論ずる。

## 膨張する大会経費と疑念 —祝賀資本主義と惨事便乗型資本主義—

コロナの有無にかかわらず指摘されてきた東京大会の最大の問題は、2013年9月の開催決定段階で7,340億円(予備費含む)と試算された大会経費が2017年12月段階で1兆3,500億円(予備費含まず)まで膨らんだことである。さらに1年の延期決定後、2020年12月には追加費用を含めて1兆6,440億円と修正された。その負担内訳は、組織委員会7,210億円、東京都7,020億円、国

2,210億円となっている<sup>4</sup>。組織委員会は国内スポーツナー収入(3,500億円)やチケット売り上げ(900億円)、IOC負担金(850億円)など合計7,210億円の収入を見込んでいたが、このなかには「増収見込み」(750億円)や賄いきれない費用について東京都が負担する「収支調整額」(150億円)も含まれる。当然のことながら無観客となれば、チケット売り上げ分の900億円はなくなり、収支調整額は増えることとなる。つまり、都や国の負担はもっと増えるということだ。予算膨張への不満をそらす「経済効果」への期待もほぼ見込めない状況となった。会場施設は大会後も使用され、すべてが全くの無駄になるとはいえないが、巨大な施設が市民の日常生活にどれほど還元されるのかは未知数であり、ほとんどの施設が維持費によって赤字運営になることが予想されている。

大会経費の膨張はこれまでの大会でも繰り返されてきたところである。特に2000年代以降、IOCも施設の有効利用など大会後によき遺産(レガシー)を残すことを開催都市に求め、招致段階での審査基準に取り入れた。東京は招致に際して、既存施設の有効利用と選手村を中心として半径8km圏内に85%の競技場を配置する計画を示し、「世界一コンパクトな大会」をコンセプトとして掲げた。しかし実際には、3,000億円をこえる試算となった新国立競技場(ザハ・ハディド案)の問題やマラソン・競歩の札幌開催が象徴するように、コンセプトとは裏腹に広域にわたり金がかかる大会へと導かれていった。

大会経費の膨張を理由とした反オリンピックの声は世界的にあがっている。反オリンピックの立場をとる政治学者ジュールズ・ボイコフは、オリンピックのような祝祭的なイベントに乗じて官民が偏った連携をとり、通常では許容されないような事業を画策していく図式を「祝賀資本主義」(Celebration Capitalism)と呼んで警鐘を鳴らしている<sup>5</sup>。もちろん、このしわ寄せを受けるのは税金を収める国民・市民である。「祝祭」への過剰な公金投入はやがて税負担の増加や市民サービスの低下という形で影響することは過去の失敗例が示している<sup>6</sup>。招致段

階で示された「世界一コンパクトな大会」というコンセプトは、こうした予算膨張のリスクを十分理解して示されたものであった。ゆえに私たちは「成熟都市」東京で開催される大会がオリンピックに新機軸を提示することを期待したが、逆に絵に描いたような失敗例を目にすることとなったのである。

ボイコフが示した祝賀資本主義は、ナオミ・クラインが示した「惨事便乗型資本主義」(Disaster Capitalism) にヒントを得たものである。クラインは、大惨事の状況で資本家たちがショック状態にある市民の譲歩を引き出し、政府内の協力者と手を組んで不可解な政策への道をひらいていく図式を提示した<sup>7</sup>。私たちはこの二つの異常な状況をコロナとオリンピックによって同時に経験してきたといえる。コロナ禍での惨事便乗型の象徴は、クラインが示したものとはスケールは異なるが、「アベノマスク」や「Go to キャンペーン」であろうか。コロナの影響で収入が減った事業者の救済のための持続化給付金の手続きの際も、最大9次にわたる再委託による「中抜き」があったことがわかった<sup>8</sup>。祝賀型はオリンピックにともなう再開発や施設の新設による費用の膨張、開催準備・運営に際しての政府と電通やパソナといった一部企業との不自然な関係に示されるだろう。どちらも通常の政治ルールが停止したかのような状況で、政府と結びつきの強い企業・団体ばかりが利益を得る構図が見えた。この経費膨張の構造的問題はオリンピックへの求心力を著しく低下させている。

## オリンピックが抱える自己矛盾 —オリンピズムとオリンピック産業—

オリンピックが他の多くの競技会と一線を画しているのは、その「理念」の存在による。オリンピズムと呼ばれるこの理念は近代オリンピックの提唱者であるピエール・ド・クーベルタンの考えをもとにしており、現在もIOCの行動規範として位置づけられている。その定義は時代とともに変更を加えられ、オリンピック憲章の冒頭にある「オリンピズムの根本原則」に次のように示されている。

オリンピズムは肉体と精神と意志のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、よい模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。<sup>9</sup>

その目的は「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てること」と説明される。オリンピズムは「生き方の哲学」(Philosophy of life) の探求であり、これを普及する活動がオリンピック・ムーブメントなのである。それはスポーツと文化・教育の融合によってなされる人類の尊厳や社会の平和・発展を目指す活動の総体を指しており、4年に一度の競技会はその一部と位置づけられる。世界平和を目指したクーベルタンは、戦争の原因を「人間相互の無理解」や「誤解」に求め、オリンピックで各国の若者たちが出会い交流することでこれらが解消へ向かうと考えた。開催都市の持ち回りも参加者がそれぞれの国や文化を知るという意味を与えられた。このオリンピズムを大会の根底に置いている点がオリンピックの最大の特徴であり、この理念に賛同する人々がいることによってオリンピックは現在のような世界的イベントに成長してきたともいえる。

確かにオリンピズムを核としたオリンピックの価値は多くの人の共感を得てきた。東京大会招致・開催に際して巨額の公費が投入され、国を挙げてのイベントへと導くことができたのもオリンピズムという理念やオリンピックレガシーの考え方方が政策の「大義名分」として機能したからである。しかしながら一方では、子どもたちの夢やあこがれ、競技者への共感、感動や熱狂といったスポーツの「内在的な価値」を利用して(時には犠牲にして)、政治的・商業的利益という「外在的な価値」を肥大させていく構図も指摘される。IOCは大会に美しい理念をまとわせることで大会の価値を高め、同時に企業、メ

ディア、各種団体をステークホルダーにして経済的利益を生み出す仕組みを作ってきた。批判的オリンピック研究者ヘレン・ジェファーソン・レンスキーハはこれを「オリンピック産業」と呼んで指弾する<sup>10</sup>。コロナによる大会延期とその後の強行開催は、この「オリンピック産業」の存在を浮かび上がらせ、様々な問題が構造的に生み出されていることをあらためて印象づけた。例えば「アスリートファースト」という言葉が頻繁に用いられたのは、このオリンピック産業が優先され、アスリートが蔑ろにならざるを得ない構造があることの裏返しである。真夏の東京で競技がおこなわれることや、アメリカで人気の競技の決勝が選手にとってコンディションを整えにくい午前中から昼に組まれたことが、放映権をもつアメリカNBCの要求によるものであることはよく知られている。

このようにオリンピックがその理念とは裏腹に様々な矛盾を生み出していることは、長らく指摘されてきた。1981年に刊行された書籍『反オリンピック宣言：その神話と犯罪性をつく』で示された次の批判はその本質をついている。

今までのオリンピック研究に欠落しているのは、現実認識の甘さの一言に尽きる。私たちは「なぜオリンピックが、年々矛盾に満ちたものに成長していくのか？」と問い合わせてみたが、つまるところ、「オリンピックそのものが矛盾の培養器であり、「崇高」な理念は批判回避のプロテクターに過ぎない」ということであった。<sup>11</sup>

この指摘は、40年を経た現在も有効である。現在の状況はより複雑化しているが、理想と現実の乖離をオリンピックの美名によって覆い隠そうとする構図は長く続いてきたものである。

概して言えば、これまで日本社会にはオリンピックのポジティブな面が広く理解されてきた。オリンピックはアスリートに道徳性を求め、スポーツにクリーンなイメージを与え、ブランドを構築してきた。また世界平和の実現や、国際理解の促進、開催都市の発展への貢献は、多くの人が期待してきたとこ

ろではある。しかし今回、コロナ禍のオリンピックで多くの日本人が認識したのは、いまやオリンピックの高潔な理念の最大の脅威は主催者IOCを中心とするオリンピック産業であるということだった。

## おわりに

4年に一度の大会を頂点とするオリンピック・ムーブメントは大きな裾野をもっている。IOCが継続的な事業を開拓するためには、資金源となる大会の中止は大きな痛手だ。しかし、反対の声を押し切っての東京大会の開催は、理念を捨てて実利をとったと映る。オリンピックが特別な地位と権威を認められてきたのは、その高潔な理念ゆえだったのであり、理念を捨てたオリンピックにはもはや巨額の税金を投入して開催する価値は認められない。今後、オリンピック廃止論や反オリンピック運動はさらに拡大していくだろう。

クーベルタンはスポーツに理想だけを見たわけではなかった。スポーツが「有益とも有害ともなりうる」二面性をもった存在であることを認識し、これらの意味や役割を複眼的に議論する慣行を確立することを求めてオリンピック・ムーブメント推進のための学術的な会議（オリンピック・コンgres）を主導した<sup>12</sup>。クーベルタン研究者の和田浩一は、クーベルタン自身の思想や方法が変化していったことをふまえ、「この思想が人間社会の変革を実現させ得るスポーツの可能性を〈考えていくとする思想〉に見えてこないだろうか」と一つのオリンピズム解釈を示している<sup>13</sup>。スポーツやオリンピックの価値について熟慮することなしにオリンピック・ムーブメントは持続しない。そこには不完全な状態から理想的な姿に一步ずつ近づいていくとする粘り強い姿勢が必要である。オリンピックで見えた諸問題は、多くは日本社会の問題でもあり、それらはオリンピックを廃止しても解決しない。理想と現実の乖離を認識し、この矛盾を埋めようとする努力にこそ市民的・社会的成熟の契機があるはずだ。この継続的な議論のための大会総括や情報開示が政府、東京都、JOCおよび大会組織委員会には求められる。■

## 《注》

- 1 本稿では、オリンピック・パラリンピックと表記してよい箇所もオリンピックとしている場合がある。煩雑さを避ける意図もあるが、問題の多くがオリンピックの歴史とともにであること、また筆者がオリンピックの中に現在のパラリンピック種目を包含させるべきではないかと考えているためでもある。
- 2 『朝日新聞』2021年5月17日付、3頁。
- 3 数字はいずれもNHKまとめによる。<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data-all/>
- 4 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会HP (<https://www.tokyo2020.jp/ja/organising-committee/budgets/index.html>) 参照。
- 5 ジュールズ・ボイコフ著、中島由華訳『オリンピック秘史：120年の覇権と利権』早川書房、2018年、195–199頁。祝賀資本主義についてはBoykoff,Jules. *Celebration Capitalism and the Olympic Games*, Routledge, 2014.で詳しく論じられている。
- 6 ボイコフはオリンピックの当初予算と実際の差となるコスト超過率は平均でも156%であり、他のメガイベントよりもかなり高いと指摘する。これまでの最高値は、夏季は1976年のモントリオール大会の720%、冬季は1980年のレークプラシッド大会で324%となっている。2021年の東京大会の開催費用は夏季大会では過去最高額となった。ジュールズ・ボイコフ著、井谷聰子／鶴飼哲／小笠原博毅監訳『オ

リンピック 反対する側の論理：東京・パリ・ロスをつなぐ世界の反対運動』作品社、2021年、42–43頁。

- 7 ナオミ・クライン著、幾島幸子／村上由見子訳『ショック・ドクトリン：惨事便乗型資本主義の正体を暴く』（上・下）岩波書店、2011年。原書はKlein, Naomi. *The Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*, Metropolitan Books, 2007.
- 8 『毎日新聞』2021年11月6日付、28頁。
- 9 「オリンピック憲章」2020年版・英和対訳10頁、JOCホームページ (<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2020.pdf>) 参照。
- 10 ヘレン・ジェファーソン・レンスキー著／井谷恵子・井谷聰子訳『オリンピックという名の虚構：政治／教育／ジェンダーの視点から』晃洋書房、2021年
- 11 岡崎勝「プロローグ」影山健、岡崎勝、水田洋編著『反オリンピック宣言—その神話と犯罪性をつく』風媒社、1981年、19頁。
- 12 和田浩一「近代オリンピックの創出とケーベルタンのオリンピズム」小路田泰直／井上洋一／石坂友司編著『〈ニッポン〉のオリンピック：日本はオリンピズムとどう向き合ってきたのか』青弓社、2018年、47頁。
- 13 和田浩一「オリンピズムという思想：新しいオリンピズムの構想への序章」友添秀則編『現代スポーツ評論23：スポーツ思想を学ぶ』創文企画、2010年11月、70頁。



# オリンピックにおけるアスリートの表象と 制作者のダイバーシティ

小林 直美

愛知工科大学工学部准教授

コロナ禍のもとで開催された第32回オリンピック競技大会(以下、東京オリンピック)は、メディアとダイバーシティという点で大きな特徴があった。まず、コロナ感染対策のために多くの試合が無観客で行われ、メディア視聴がメインであったこと。また大会ビジョンに「多様性と調和」を掲げたことから、開催国である日本の様々な「ダイバーシティ」に注目が集まつた。

メディア研究においてダイバーシティをテーマとする場合、メディアコンテンツの制作と表現におけるダイバーシティを指標として実証することが多い。それは制作者のジェンダーバランスの不均衡や多様性の欠如によって、メディアが発信する内容やコンテンツに影響し、社会全体の意識に波及し、社会課題の設定に影響を与えると考えられているためである。ゆえに本稿はオリンピック報道で取り上げられたアスリートの表象と制作者のダイバーシティから、メディアにおけるダイバーシティ問題の歴史と背景をまとめ考察を行う。

## こばやし なおみ

武藏大学大学院人文科学研究科博士後期課程単位取得満期退学。博士（社会学）。専門分野は、メディアとジェンダー。内閣府男女共同参画局政策調査員、山形大学などを経て、現職。

著書に『テレビニュースの解剖学』（共著、新曜社、2008）、Encoding the Olympics :The Beijing Olympic Games and the Communication Impact Worldwide（共著、Routledge、2012）、『ジェンダーと英語教育—学際的アプローチー』（共著、大学教育出版、2020）など。

## 女性アスリートから 多様なアスリートの表象問題へ

スポーツする女性のメディアにおける表象研究は1970年代後半に始まり、1980年代からアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドで継続した研究が行われている。しかし、日本を含む多くの国では2000年代に入ってから実証的な研究が発表されるようになった（Bruce 2015）。たとえば日常的なスポーツ報道に占める女性アスリートの割合は10%以下にとどまるが、報道時間が増え、知名度が上がるのはオリンピックや世界選手権などの世界的メガイベント時であることが明らかとなっている。また、女性アスリートの周縁化、両価性、性的対象化など、多くの問題が指摘されてきた（Bruce 2013など参照）。

一方、日本の女性アスリートの報道量は平時ににおいて8.7%であるが（藤山 2016）、オリンピック期間は4割まで増加する。報道量は増えるが、文脈や映像の取り上げ方が男性アスリートと異なり、美しさやかわいらしさ、若さなど容姿に注目したルッキズム、ジェンダー化された身体が強調され、性的対象化やヒロインとしての扱いが問題視してきた。また、「ママさん選手」などのジェンダーステレオタイプ表現や、「○○娘」「××ちゃん」「女□□□」のような矮小化、女性を特殊とする表現や、選手の私生活に焦点をあてた報道について指摘されてきた

(飯田2003; 梅津2004; 平川2009; 田中2012; 小林2020など参照)。

近年はインターフェクショナルな視点から、性的マイノリティや人種、障害など多様なアスリートの表象が研究されるようになったが、日本では日本人のメダル至上主義によりテレビニュースでは外国の選手が約10%、性的マイノリティの選手は0%とダイバーシティに欠けた内容であった(小林2020)。

しかし、これらの知見によってメディアの言説や表象を変えることはほとんどできなかった(Bruce 2015)。そこで国際オリンピック委員会(International Olympic Committee以下、IOC)は東京オリンピック開催前に「Portrayal guidelines gender-equal, fair and inclusive representation in sport 2021 Edition(以下、「表象ガイドライン」)」を公表した。この「表象ガイドライン」はIOCジェンダー平等検討プロジェクトの提言の1つとして2018年に策定された「表象ガイドライン」の第2版にあたる。第2版の目的は「スポーツにおけるあらゆる表象において、何がジェンダーバイアスを構成するのか、そのコンテンツやコミュニケーションがよりインクルーシブでバランスが取れた、私たちが生きる世界の実像に近いものになるために、どのようにこれを克服できるかについて認識を深めること」としている(IOC 2021:4)。

東京大会組織委員会ジェンダー平等推進チームのアドバイザーを務めている井本直歩子氏は、IOC会見時に日本では女性選手への偏見がみられる報道がまだまだ多いとして「『美しすぎる』など容姿や私生活の話題が多く、純粋に選手として報じられていない。ステレオタイプを壊していくたい」と述べた(朝日新聞2021)。「表象ガイドライン」の効果検証はこれからであるが、東京オリンピックにおいても女性アスリートを中心とする表象問題は存在した。たとえば美しい女性アスリートを「お姫様」、子どもを持つアスリートを「ママさん」として注目し、混合ダブルスのペアで恋愛関係を問うコメントなどがあった(弓長ほか2021)。一方、性的視線を防ぐためにレオタードからボディースーツに変更した体操のドイツ代表(THE ANSWER 2021)や性的マイノリ

ティであることをカミングアウトしたアスリートの活躍など(日テレNEWS24 2021)、ジェンダー平等を意識した内容やインクルーシブな報道も増えてきた。

## メディア制作者のジェンダーバランス

それでは、オリンピックのアスリートを取材・制作する人々のジェンダーバランスはどうなっているのであろうか。世界4大陸の12市場を対象に、240のオンライン・オフラインメディアにおけるジャーナリストのジェンダーバランスを調査した結果によると、ジャーナリストに占める女性の割合は平均40%であったが、トップエディターに占める女性の割合は22%であることが明らかとなった(Robertson et al. 2021)。

一方、日本の在京の民放テレビ6局<sup>1</sup>の女性比率をまとめたものが表1である。会社全体の女性社員の在職比率は平均21.3%、局長の女性比率は平均8.5%、役員の女性比率は平均4.6%となっている。いわゆる現場で制作する部門の女性社員比率の平均をみると、報道部門23.9%、制作部門14.6%、情報制作部門21.2%であった。そしてこの3部門の最高責任者の女性比率は0.0%であった(民放労連女性協議会2021:12)。日本のジェンダーバランスは男性が主流であり、世界の女性ジャーナリスト、トップエディターに占める女性割合と比較すると大きな差がある。

## マス・メディアにおける ダイバーシティの歴史

職場におけるダイバーシティの始まりは1964年に成立したアメリカの公民権法と言われている。翌1965年、公民権法に基づき雇用機会均等法委員会が設置され、「ダイバーシティ(人種・肌の色・性別・出身地・宗教・ジェンダー・民族・年齢等の違い)」による差別を受けたと感じた人は誰でも訴えを起こせるようになった。これにより雇用面においても人種差別の撤廃とマイノリティへの機会均等やアファーマティブアクションが進んだ。

表1 在京の民放のテレビ局女性比率調査

		平均
会社	社員	21.3%
	役員	4.6%
	局長	8.5%
報道部門	社員	23.9%
	最高責任者	0.0%
制作部門	社員	14.6%
	最高責任者	0.0%
情報制作部門	社員	21.2%
	最高責任者	0.0%

出所：民放労連女性協議会「民放テレビ局女性割合調査」より抜粋

メディア制作者とコンテンツのダイバーシティについては、1968年にアメリカで発表された「市民の混乱に関する国家諮問委員会報告（カーナー委員会報告）」に端を発すると言われている。メディア研究者のMayerは「1968年のカーナー委員会報告は、メディア表現が国家の人種的不安を煽ったと結論づけ、問題のある言説（ステレオタイプ）を、マス・コミュニケーションそのものではなく、その関連産業における雇用と結び付けた」。さらに、「テレビのコンテンツ、雇用慣行、所有形態、育成された視聴者の効果に関する公的・私的な資金による定量的研究が爆発的に行われ、スクリーン上の歪みは制作慣行や放送規制によって調整されるべきだという社会運動の主張を後押しした」と述べている（Mayer 2011）。

当時テレビの影響力は非常に大きく、ニュースや娯楽コンテンツは、公民権運動の道徳的・政治的压力、文化的肯定、社会的承認、救済の場として機能した。このような歴史的経緯から、メディア研究における人種とジェンダー表現に関する主要な枠組みとして、また、メディアの多様性を実現する政策的アプローチも上記の理由と枠組みに基づいて行われている（Gray 2016:246）。

1980年代になると、アメリカの大手企業を中心に戦略力を高める人事戦略として、多様な人材を組織内で融合する「ダイバーシティ&インクルージョン」の考え方方が広まった。そして1990年代か

ら発展したインターネットや経済のグローバル化により、2000年代には多様な価値観や属性を持つ人々の違いを尊重することに加え、多様性を競争力に変え、イノベーションへと繋げていくことが重要な企業戦略となった。

ゆえに今日の欧米の公共メディアは、ジェンダーや人種、障害、性的志向など多様な人々の人権を尊重し、民主主義を守るために、社会の多様な人々の声をニュースや番組で取り上げ、その職場で働く人たちの多様性も確保するダイバーシティ推進を掲げている。また、ソーシャルメディアの台頭により、多様な視点を反映しない今までいるメディアはその存在意義を失うという危機感も高まっている（小笠原 2021: 40）。

## 放送局のダイバーシティの取組

たとえばイギリスの公共放送局である英国放送協会（British Broadcasting Corporation Broadcasting House以下、BBC）は、2010年に成立了「平等法」を受け、2011年から5年毎にアクションプランを発表している。そして「Diversity and Inclusion Strategy 2016-2020」では、「Off Screen（職員・スタッフ）」「On Screen（出演者）」の多様性の確保を目指し、目標を設定した。その他にも多様な人々が活躍できるよう様々な制度や研修、基金を設けている（BBC 2016）。

表2 BBCのカテゴリー別目標値と達成率(2020年4月～2021年3月)

	Off Screen 達成率	On Screen 達成率	目標
女性	55.0%	54.8%	50%
BAME	10.4%	26.5%	20%
障害者	7.0%	8.2%	12%
LGBT	11.9%	12.0%	—
トランスジェンダー	0.3%	0.5%	—

出所：「BBC Diversity Commissioning Code of Practice Progress Report 2020/21」より筆者作成

また、2012年に開催されたロンドンパラリンピック大会を契機にイギリスの放送業界では障害者の起用や登用が進んだ。チャンネル4はパラリンピック開催により喚起した関心をパラリンピック視聴へ繋げ、商業的にも成功を収め、続々リオパラリンピック大会でもこの試みを継続した。その結果、イギリスでは公共放送・民間放送ともに障害を持つ職員・出演者が雇用され、出演している(中村 2019)。

BBCの2020年4月から2021年3月までのダイバーシティに関する目標とその達成率をまとめたものが表2である。女性比率の目標は50%、BAME<sup>2</sup>の目標は20%、障害者比率の目標は12%であったのに対し、「Off Screen（職員・スタッフ）」「On Screen（出演者）」の双方で目標達成したのは女性のみであった。今年度のLGBTの目標値は明記されていないが、前年度と比較すると増加傾向にある(BBC 2021)。

変わりゆく社会をテレビ画面の出演者と制作者双方に反映する、という試みは数値目標という点では達成しつつあるが、内容面のバイアスやステレオタイプの改善が今後の課題といえよう。

日本的一般企業は、労働人口の減少から女性活躍に主軸を置き、働き方改革の一環としてダイバーシティを推進してきたが、次第に経営戦略やイノベーションの創出を目指し、性的マイノリティや障害者、外国人を含めた多様な人々のダイバーシティ＆インクルージョンへと変わりつつある。

日本放送協会(以下、NHK)では2017年12月に「NHKグループ 働き方改革宣言」を行い、2021年度からの3か年の経営計画において「新しい

NHKらしさの追求」を掲げた。その実現のために「NHKで働く一人ひとりの創造性を最大化できる組織を目指し、改革を実行」することとし、長時間労働の是正、女性活躍を軸とする様々な制度・施策・行動計画を立て、ダイバーシティを推進している(NHK 2021a)。その中で、2030年度の女性管理職割合の目標値を30%とした(NHK 2021b)。2020年度NHK職員の女性比率は19.9%、全管理職に占める女性管理職比率は10.6%であったことからすると意欲的な計画であるといえよう(NHK 2021c)。また、NHKは東京オリンピック・パラリンピック報道のために、2018年から障害を持つリポーターを公募・育成し、制作者のダイバーシティを意識している(山田 2019:29-31)。

## 考 察

世界そして日本においてオリンピックのアスリートに対する表象問題は根深く存在する。ステレオタイプやバイアスを排除し、多様なアスリートをインクルーシブする報道は、表象ガイドラインの実践や制作者のダイバーシティを含めこれからである。

メディア表象や制作者のジェンダーや人種をはじめとする属性の多様性を測る取組や制度、調査は、今回事例としてあげたイギリス以外でもフランスやカナダの放送業界や(小笠原 2021)、アメリカの映画業界においても行われている(Annenberg Inclusion Initiative 2020)。しかし、ジェンダーや人種、障害や性的志向などの多様性を反映したBBCのような環境においても、様々な表象問題が存在す

ることが、オリンピックのアスリートの表象問題からも明らかとなつた。これは、制作者や出演者のダイバーシティによってコンテンツにおける差別的表現や偏見がなくなるとは限らないことを示唆している。

ゆえに今後の課題は、メディアのダイバーシティや社会的平等を雇用や表現上の平等と同一視する前提を変えていくことにある。それに加え、不平等を生み出す源や実践する場として文化的、経済的、政治的差異に注目した研究を増やしていくことが必要である。たとえばメディア制作者の知識や慣習、制作のプロセスに焦点をあてた研究や、報道で取り上げられる人々との交渉、視聴者にとっての何が問題となり、影響するかという分析視点も重要となるであろう(Gray 2016)。

日本における「女性とメディア」の制作課題は、第1にメディアにおけるジェンダー視点を持った表現内容の充実、第2にメディアの現場で働く女性の平等待遇であった(青木 2013:258)今日、働き方について改善されつつあるが、ジェンダーバランスが著しく偏っているため、それらを是正していくことは急務である。そしてそれらの知見や取組を考慮した新たな表象ガイドラインの作成やジャーナリスト教育、アスリートのメディア対応トレーニングも必要となる。東京オリンピックを機に、アスリートの表象が平等でインクルーシブな内容になるためには、制作者のジェンダーバランスや表象を変えていくだけでなく、その根源にも目を向けていかねばならない。そしてそれこそが大会ビジョン「多様性と調和」の実現に繋がるのである。■

#### 《注》

- 1 調査対象である在京民放6局は日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、東京MXである。
- 2 BAMEとは黒人・アジア人・少数民族を意味する Black, Asian and minority ethnic の頭文字をとった略称である。

#### 《参考文献》

Annenberg Inclusion Initiative (2020) *Inequality in 1,300 Popular Films: Examining Portrayals of Gender, Race/Ethnicity, LGBTQ & Disability from 2007 to 2019*

, Annenberg Inclusion Initiative (取得 2021 年 11 月 15 日 ; [https://assets.uscannenberg.org/docs/aii-inequality\\_1300\\_popular\\_films\\_09-08-2020.pdf](https://assets.uscannenberg.org/docs/aii-inequality_1300_popular_films_09-08-2020.pdf)).

青木玲子 (2013) 「2 日本の政策的変遷」林香里・谷岡里香『テレビ報道職のワーク・ライフ・アンバランス—13局30人の聞き取り調査から』大月書店 : 248-260.

朝日新聞 (2021) 「国連の井本氏、女性選手の報じられ方に異議『容姿の話題多い』」『朝日新聞』2021年7月26日 (取得 2021 年 11 月 15 日 ; <https://www.asahi.com/articles/ASP7V6T4VP7VUTQP045.html>).

British Broadcasting Corporation Broadcasting House (2016) *Diversity and Inclusion Strategy 2016-2020*, BBC (取得日 2021 年 11 月 15 日 ; <http://downloads.bbc.co.uk/diversity/pdf/diversity-and-inclusion-strategy-2016.pdf>).

British Broadcasting Corporation Broadcasting House (2021) *BBC Diversity Commissioning Code of Practice Progress Report 2020/21*, BBC (取得日 2021 年 11 月 15 日 ; <https://www.bbc.com/creativity/documents/bbc-diversity-code-of-practice-report-2021.pdf>).

Craig T. Robertson, Meera Selva, and Rasmus Kleis Nielsen (2021) *Women and Leadership in the News Media 2021: Evidence from 12 Markets* Reuters Institute for the Study of Journalism, Reuters Institute for the Study of Journalism (取得日 2021 年 11 月 15 日 ; <https://reutersinstitute.politics.ox.ac.uk/women-and-leadership-news-media-2021-evidence-12-markets>).

藤山新 (2016) 「スポーツメディアとジェンダー」日本スポーツとジェンダー学会編,『データでみるスポーツとジェンダー』八千代出版 : 121-122.

Herman Gray (2016) '18. Precarious Diversity Representation and Demography', Michael Curtin and Kevin Sanson, *Precarious Creativity Global Media, Local Labor*, University of California Press: 241-253 (取得日 2021 年 11 月 15 日 ; <https://www.degruyter.com/document/doi/10.1525/9780520964808-020/html>).

International Olympic Committee (2021) *Portrayal Guidelines Gender – Equal, Fair and Inclusive Representation in Sport 2021 Edition* (取得日 2021 年 11 月 15 日 ; [https://stillmed.olympics.com/media/Documents/Beyond-the-Games/Gender-Equality-in-Sport/IOC-Portrayal-Guidelines.pdf?\\_ga=2.229781791.2071010004.1635852528-1168010592.1631510063](https://stillmed.olympics.com/media/Documents/Beyond-the-Games/Gender-Equality-in-Sport/IOC-Portrayal-Guidelines.pdf?_ga=2.229781791.2071010004.1635852528-1168010592.1631510063)).

小林直美 (2020) 「リオオリンピックニュースにおけるジェンダー—内容分析によるジェンダー・バイアスの解明に向けて—」石川有香編著『ジェンダーと英語教育—学際的アプローチ』大学教育出版 : 166-187.

- 民放労連女性協議会（2021）「民放テレビ局女性割合調査」『放送レポート』No.291:8-12.
- 中村美子（2019）「【第2回】ダイバーシティがテレビを変える アディ・ロウクリフ氏」『放送研究と調査』2月号：100-105.
- 日本放送協会（2021a）「多様な働き方と新しい制度 新しいNHKらしさの追求～公共メディア・NHKのダイバーシティ推進～」（取得日 2021年 11月 15日；<https://www.nhk.or.jp/info/pr/diversity/>）.
- 日本放送協会（2021b）「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」（取得日 2021年 11月 15 日；<https://www.nhk.or.jp/info/pr/woman/woman01.pdf>）.
- 日本放送協会（2021c）「よくある質問集 女性職員の雇用状況について知りたい」（取得日 2021年 11月 15 日；<https://www.nhk.or.jp/faq-corner/In-hk/03/01-03-10.html>）.
- 日テレ NEWS24（2021）「東京五輪 LGBTQ アスリート増加のワケ」（『日テレ NEWS24』2021年 8月 14日）（取得日 2021年 11月 15 日；<https://www.news24.jp/articles/2021/08/14/07923369.html>）.
- 小笠原明子（2021）「海外公共放送とダイバーシティ戦略“多様性”の指標とは」『放送研究と調査』2月号：40-48.
- THE ANSWER（2021）「ドイツ体操女子代表、本番用のボディースーツ披露 海外称賛『めちゃくちゃオシャレ』」（『YAHOO !ニュース』2021年 7月 23日）（取得日 2021年 11月 15日；<https://news.yahoo.co.jp/articles/6e3f81a4329fb6e1fb3a1c7b8f35a1460e3fe7aa>）.
- Toni Bruce, Jorid Hovden and Markula Pirkko ed. (2010) *SportsWoman at the Olympics: A Global Comparison of Newspaper Coverage*, Sense Publisher.
- Toni Bruce (2015) 'Assessing the sociology of sport: On media and representations of sportswomen', *International Review for the Sociology of Sport* Vol.50 (4-5) 380-384.
- Vicki Mayer (2011) *Below the Line: Producers and Production Studies in the New Television Economy*, Duke University Press.
- 山田潔他（2019）「シンポジウム共生社会実現と放送の役割～東京2020パラリンピックをきっかけに～」『放送研究と調査』9月号：20-37.
- 弓長理佳・吉沢英将・赤田康和・牛尾梓・山崎啓介（2021）「『付き合う？』容姿や私生活に言及も 五輪報道なお性差」（『朝日新聞』2021年 8月 10日）（取得日 2021年 11月 15 日；<https://www.asahi.com/articles/ASP8B5CMVP8BUTIL01X.html?fbclid=IwAR0nV-nUM3b96mRdUTQYiZ77rYw0X3s66OfsZnn3XiECp8u4scqMtwUm4bc>）.



# FIFAの「連帯貢献金」制度と サッカー選手の育成促進

杉原 周治

愛知県立大学外国語学部准教授

## はじめに

サッカーの領域では、クラブによる若い選手の育成を財政的に支援する目的で、育成クラブに一定の要件の下で選手育成のための補償金の請求権を付与する制度が存在する。そのうちのひとつが、FIFAのレギュレーションで規定されている「連帯貢献金」の制度である。FIFAのこの制度は選手の国際移籍のケースでのみ適用されるが、日本では現在、日本国内で育成されたサッカー選手が海外のクラブ、とりわけヨーロッパのサッカーリーグに移籍するケースや、海外移籍した選手がその後さらに別の国の強豪クラブに移籍するケースが数多く見られ、それゆえ日本の育成クラブにとって、FIFAによるこの育成保障制度は特に大きな意味をもつと思われる。

もっとも日本では、学校が当事者になるために連

帶貢献金を受け取らないケースがあるという特殊な事情に加えて、その複雑な構造ゆえ同制度が十分に活用されているとは言い難い状況にある。しかしながら、新型コロナウイルスの影響によって日本の育成クラブが非常に厳しい財政状況にある現状に鑑みれば、連帯貢献金の制度は今後も大いに活用すべきであると考える。そこで本稿は、こうした問題を検討する前提として、FIFAの連帯貢献金制度の概要およびその特徴につき、とりわけ①連帯貢献金の目的と構造、②連帯貢献金の債務者、③連帯貢献金の債権者、という三つの観点から分析を加えることにしたい。

## 連帯貢献金の目的と構造

FIFAの連帯貢献金は、とりわけユース選手の育成支援のための効果的な手段として構築された制度であり<sup>1</sup>、「連帯メカニズム」(solidarity mechanism)とも呼ばれている。連帯貢献金に関する最も重要なFIFAの規則は、2001年9月1日発効のFIFAの「サッカー選手の地位と移籍に関するレギュレーション」(Regulations on the Status and Transfer of Players、以下、「RSTP」と略記)である<sup>2</sup>。RSTPは、第一次的に、第1条1項において、「本レギュレーションは、選手の地位、組織化されたサッカー内での選手の競技資格、および異なるサッカー協会に属するクラブ間での選手の移籍に関する、一般的かつ拘束力ある規定を含む」

### すぎはら しゅうじ

広島大学大学院社会科学研究科博士課程。博士（法学）。専門分野は、憲法、メディア法、ドイツ法。東京大学大学院情報学環助教を経て現職。

論文に、「サッカーにおけるトレーニングコンペニションと労働者の自由移動」EU法研究10号58頁以下(2021)、「第22次改正放送州際協定と公共放送のテレメディア任務」情報通信政策研究3巻2号71頁以下(2020)、「国家による芸術助成と表現の自由:『あいちトリエンナーレ2019』問題を素材として」法学教室472号49頁以下(2020)、ほか。

と規定する。換言すれば、RSTPの規定は、それぞれ異なるサッカー協会に所属する二つのクラブの間の移籍、すなわち「国際移籍」(internationale Transfers)についてのみ定めている<sup>3</sup>。それゆえ、FIFAの連帯貢献金制度は、選手の国際移籍の際にのみ妥当し、国内移籍には適用されない。かつて、この国際移籍の要件がEC競争法に違反するか否かが、ウルグアイのサッカー選手(Fabián Carini)の移籍に関する事案でスイスのローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所(以下、「CAS」と略記)で争われたが、結論としてCASは2007年11月28日の仲裁判断<sup>4</sup>において、FIFAの連帯貢献金制度はEC法に違反しないと解している。

RSTPの規定のうち、連帯貢献金に関する最も重要な条文は第21条である。同条項は、「ある選手が自己の契約満了前に移籍した場合、同選手のトレーニングおよび育成に貢献した全てのクラブは、同選手の移籍元クラブに支払われる補償の一部(連帯貢献金)を獲得する。連帯貢献金に関する諸規定は、本レギュレーションの附則5で定められる」と規定する。さらに、同規定を受けてRSTPは、附則5(Annex 5)の第1条1項において、「あるプロ選手が契約期間中に移籍した場合、同選手のかつての所属クラブに支払われたトレーニングコンペニセーションを除く、この移籍の枠内で支払われたあらゆる補償金の5%が、この補償金の総額から控除され、かつ同選手の数年に渡るトレーニングおよび教育に従事したクラブに対して連帯貢献金として移籍先クラブによって分配されなければならない。この連帯貢献金は、当該選手が12歳と23歳のシーズンの間にそれぞれの〔育成〕クラブで費やした年数に比例する」と規定している<sup>5</sup>。

すなわち、FIFAの「連帯メカニズム」とは、あるプロサッカー選手がその労働契約期間中に国際移籍をした場合、同選手が12歳から23歳まで所属していたすべてのクラブが、同選手の獲得クラブからいわゆる「連帯貢献金」を受け取ることができる制度をいう。逆に言えば、①アマチュア選手のクラブ移籍、②プロ選手の労働契約満了後の移籍、または③プロ選手の国内移籍に際しては、連帯貢献

金は発生しない<sup>6</sup>。

上記のRSTP附則5第1条1項が「あらゆる補償金」と規定していることから、労働契約期間中であれば、プロ選手の期限付移籍、すなわち「レンタル移籍」に際してのレンタル料にも連帯貢献金が及ぶと解されている。また、アルゼンチンのサッカー選手(Mauro Zárate)の移籍をめぐり、サッカー選手とクラブ間で締結された「契約解除条項」(buy-out clause)に基づき発生した契約解除違約金に対しても連帯貢献金が適用されるか否かが争われたことがあるが、CASは2011年9月28日の仲裁判断<sup>7</sup>において、結論として移籍先クラブに対して連帯貢献金の支払いを命じている。

さらに、連帯貢献金の支払いに際しては、移籍した当該プロ選手が当時の育成クラブにおいてアマチュア選手として登録されていたか、またはプロ選手として登録されていたかは問題とはならない。加えて、後者のケースにおいては、当該選手が育成クラブにおいてレンタル選手として登録されていた場合でも連帯貢献金は発生しうる<sup>8</sup>。

## 連帯貢献金の債務者

連帯貢献金の債務者は、プロサッカー選手が自己的労働契約期間中に移籍した先のクラブである(RSTP附則5第1条)。この点、RSTP附則5第2条2項1文は、「選手証に記載された選手の経歴に基づき連帯貢献金の総額を算定し、これを分配することは、新しいクラブの義務である」と規定する。すなわち、連帯貢献金を自発的に支払うだけでなく、選手証(Player passport)に基づきその金額を算定し、保有・分配することは、第一次的に移籍先クラブの義務であるとされている<sup>9</sup>。

### (1) RSTP附則5第1条1項に規定する分配率

プロサッカー選手が契約期間内に移籍する場合、移籍先クラブから移籍元クラブへ支払われる補償金のなかから5%が差し引かれる。この控除額は、連帯貢献金として、当該選手が12歳から23歳までに所属したクラブに対して、その育成期間に基

づく分配率に応じて支払われる。

RSTP附則5第1条1項によれば、連帯貢献金の算定は、以下のようなになされる。すなわち、当該選手の育成期間のうち初めの4年間（12歳から15歳まで）のシーズンについては、それぞれの育成期間に割り当てられる連帯貢献金は移籍補償金の5%の5%、すなわち移籍補償金の0.25%となる。当該選手が16歳の誕生日を迎えるシーズン後は、それぞれの育成年毎の連帯貢献金の割当額は移籍補償金の5%の10%、すなわち移籍補償金の0.5%となる。ただし、当該選手が、各シーズンの終了前に移籍した場合には、その育成年に割り当てられる連帯貢献金は日割り(Pro-Rata-Basis)で算定される。

さらに、同選手が、移籍元クラブとの契約期間中に、かつ23歳の誕生日を迎えるシーズンの終了前に移籍した場合、連帯貢献金として移籍補償金から差し引かれる金額は5%を下回る<sup>10</sup>。例えば、当該選手が20歳の誕生日となるシーズンの終了後に移籍元クラブから新たなクラブへ移籍した場合、21歳から23歳までの3シーズン分の連帯貢献金は発生しないため、かつての育成クラブに支払われる連帯貢献金の総額が5%より少なくなる。つまりこの場合、連帯貢献金の総額は移籍補償金の5%ではなく3.5% ( $5\% - 1.5\% = 3.5\%$ )となり、この3.5%分が、連帯貢献金として各育成クラブに分配されることになる。その際、移籍補償金の残りの96.5%は、選手の移籍元クラブが獲得することとなる<sup>11</sup>。

## （2）連帯貢献金の保有および分配

上述のように、連帯貢献金を算定するだけではなく、それを保有および分配することは、第一次的に移籍先クラブの義務である。この連帯貢献金の支払いの履行期は、RSTP附則5第2条1項によれば、「当該選手が〔移籍先クラブに〕登録されたのち30日以内」、または「〔移籍補償金の〕支払いが条件付でなされる場合には、個々の〔移籍補償金〕支払いの履行期の後30日以内」とされている。つまり、移籍先クラブは、選手の登録後30日以内、または移籍補償金の支払いの履行期後30日以内に、連帯貢献金の債権者である育成クラブの情報

を調査し、連帯貢献金を算定し支払わなければならぬ<sup>12</sup>。

この「30日以内」という期限につき、一方で、この履行期に移籍先クラブが履行をしないときは、移籍先クラブは、連帯貢献金の債権者である育成クラブに対して5%の利息の支払い義務を負うとされている<sup>13</sup>。他方で、育成クラブは、この期限の到来前に、連帯貢献金を請求するための法的手続を開始することはできないと解されている<sup>14</sup>。また、RSTP第25条5項1文に従えば、育成クラブによる連帯貢献金の請求権は、「当該紛争の原因となった事件」から2年が経過すれば時効により消滅する。

## （3）選手証の確認

移籍先クラブによる連帯貢献金の算定および分配に際して重要な役割を果たすのが「選手証」である。この選手証には、当該選手に関する必要な情報とともに、同選手が12歳の誕生日のシーズン以後に登録された全クラブが記載されていなければならない（RSTP第7条）。選手証の記載が不完全である場合には、第一次的には、当該選手が必要な情報を提供するなどして、移籍先クラブの義務の履行を支援しなければならない（RSTP附則5第2条2項2文）。それにもかかわらず当該選手の育成期間ないし育成クラブの存否が不明確であり、それゆえ当事者間で連帯貢献金の金額や支払いの適否につき争いが生じた場合には、証明責任の分配の問題が生じうる。この問題は、かつてFIFAの紛争解決機関である「DRC」（Dispute Resolution Chamber）において争われたことがあるが、結論としてDRCは2006年9月28日の裁定<sup>15</sup>において、連帯貢献金を請求する育成クラブが選手証の不完全に対するリスクを負うべきであると判断している。

## 連帯貢献金の債権者

RSTP附則5第1条1項によれば、あるプロサッカー選手がその契約期間中に移籍した場合、原則として、同選手の育成に貢献したすべての育成クラ

ブが連帯貢献金の債権者となる。加えて、同2条3項によれば、当該選手が育成を受けた国のサッカー協会も、一定の要件の下で育成クラブに代位して連帯貢献金を請求しうるとされている。

### (1) 育成クラブ

上述のように、あるプロサッカー選手が労働契約の満了前に国際移籍をした場合、当該選手の育成に貢献したすべてのクラブは原則として連帯貢献金の請求権を取得する。連帯貢献金の請求権が発生する育成期間は、当該選手が12歳から23歳を迎えるシーズン、つまり12年分である(RSTP附則5第1条)。

ただし、ここでいう「クラブ」は、各サッカー協会の構成員となっているクラブのみをいうと解されている。つまり、「加盟クラブ」(affiliated club)のみが連帯貢献金を請求できる。なぜなら、連帯貢献金につき規定するRSTP附則5にいう「クラブ」は、FIFAの構成員である各国サッカー協会に所属するクラブをいい、非加盟クラブはFIFAの組織の外部に存在するため、RSTPで規定される連帯貢献金の請求を行使できないからである<sup>16</sup>。実務においても、CASは、ブラジルのサッカー選手(Cicinho)のサンパウロFCからレアル・マドリードの移籍に際してブラジルサッカー協会(CBF)が連帯貢献金を請求した事案につき、2012年7月25日の仲裁判断においてこのことを認めている<sup>17</sup>。

### (2) 国内サッカー協会

RSTP附則5第2条3項は、「サッカー協会は、当該プロ選手のトレーニングおよび教育に関与した自己の加盟クラブのひとつが、もはや組織化されたサッカーに参加していないこと、および(または)、とりわけ破産、清算、解散もしくはメンバーシップの喪失によってもはや存在していないことを証明しうる限りにおいて、本来は同クラブに与えられるべき連帯貢献金の取り分の請求権を有する。この連帯貢献金は、同協会のユースサッカー促進プログラム(youth football development programmes)のために用いられる」と規定し、当該選手が育成を受け

た国のサッカー協会も育成クラブに代位して連帯貢献金を請求することができる。

本条項によれば、国内サッカー協会は、連帯貢献金の請求権を取得するために、選手の育成に関与した「自己の加盟クラブ」が、もはや同サッカー協会の構成員ではないこと、または破産や清算等によって存在していないことを証明しなければならない。加えて、これらの要件の下でサッカー協会に支払われた連帯貢献金は、同協会のユース選手の促進プログラムのために使用されなければならないとする。

この点につき、国内サッカー協会が非加盟クラブに代わって連帯貢献金を請求しうるか否かという問題があるが、上述のCASの2012年7月25日の仲裁判断は、こうしたケースにおける国内サッカー協会の連帯貢献金請求権は認められないと判断している。

### むすびにかえて

現在、新型コロナウイルスの影響で、Jリーグの各クラブは苦しい経営を強いられている。すなわち、Jリーグは、2021年7月29日、2020年度のJ1からJ3までの全56クラブの財務状況を開示したが<sup>18</sup>、それによれば、全56クラブのうち35クラブが赤字、10クラブが債務超過に陥っており、加えて債務超過に陥ったクラブのうち3チーム(仙台、C大阪、鳥栖)がJ1のクラブであった。

さらに、こうした状況はアマチュアレベルでも同じであり、新型コロナウイルスの影響を受けて、Jリーグの各クラブがサッカースクールを含む育成組織の活動を休止させたり<sup>19</sup>、また、街クラブや地域クラブでも会費の収入減で経営難に苦しみ指導者の解雇や活動休止を余儀なくされる事例も見られた<sup>20</sup>。このように、新型コロナウイルスの感染拡大は子どもやユース選手のスポーツ育成活動にも深刻な影響を与えており、とりわけ若手選手の育成クラブを財政的にどのように救済していくかという問題が生じている。こうした状況下で、さらには政府による財政支援も期待出来ないなかで、連帯貢献金制

度を積極的に活用することは、今後、日本の育成クラブに対する有効な支援対策のひとつになりうると考えられる。■

#### 《注》

- 1 Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar zum Reglement bezüglich Status und Transfer von Spielern (01. 11. 2021), S. 129; M. Stopper/S. Karlin, in: M. Stopper/G. Kentze (Hrsg.), Handbuch Fußball-Recht, Kapitel 16 Rdnr. 58 f.
- 2 Vgl. V. Derungs, Ausbildungsentschädigung und Solidaritätsbeitrag gemäss dem Reglement der FIFA über den Status und Transfer von Spielern, in: J. Kleiner/M. Baddeley/O. Arter (Hrsg.), Sportrecht Band I, Bern 2013, S. 385.
- 3 Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar, a. a. O. (Anm. 1), S. 128.
- 4 CAS 2007/A/1287, *Danubio FC v. FIFA & FC Internazionale Milano S.p.A.*, Award of 28 November 2007.
- 5 RSTP 附則 5 第 1 条 1 項 1 文でも言及されている「トレーニングコンペニセーション」につき、さしあたり、杉原周治「サッカーにおけるトレーニングコンペニセーションと労働者の自由移動」EU 法研究 10 号 58 頁以下 (2021)、同・「『トレーニングコンペニセーション』の不払いに基づくサッカークラブに対する強制降格処分の適法性 (1) (2・完)」愛知県立大学大学院国際文化研究科論集 22 号 149 頁以下、愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）53 号 123 頁以下 (2021) を参照。
- 6 Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 2), S. 387.
- 7 CAS 2011/A/2356, *SS Lazio S.p.A. v. CA Vélez Sarsfield & FIFA*, Award of 28 September 2011.
- 8 Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 2), S. 391.
- 9 Frans de Weger, The Jurisprudence of the FIFA Dispute Resolution Chamber, 2nd edn. TMC Asser Press, The Hague (2016), pp. 452-454.
- 10 Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar, a. a. O. (Anm. 1), S. 129; Derungs, a. a. O. (Anm. 2), S. 390.
- 11 Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 2), S. 390.
- 12 Vgl. Stopper/Karlin, a. a. O. (Anm. 1), Kapitel 16 Rn. 60.
- 13 Frans de Weger, *supra* note 9, p. 452.
- 14 Ibid., p. 455.
- 15 DRC 28 September 2006, no. 961202B.
- 16 Frans de Weger, *supra* note 9, pp. 449 and 465.
- 17 CAS 2011/A/2635, *Real Madrid Club de Fútbol v. BF and São Paulo FC*, Award of 25 July 2012.
- 18 Jリーグの「2020 年度クラブ経営情報開示資料 (2021.7.29)」を参照。
- 19 2020 年 3 月 19 日付の朝日新聞朝刊 17 頁を参照。
- 20 例えば、2020 年 4 月 21 日付の朝日新聞朝刊 15 頁、同年 8 月 6 日付の朝日新聞夕刊 7 頁、同年 11 月 20 日付の朝日新聞朝刊 23 頁等を参照。

(付記) 本稿は、令和3年5月に愛知県立大学から交付された「令和3年度学長特別研究費」による研究成果の一部である。



# 芸能従事者の生活保障と社会保障

森崎 めぐみ

俳優・日本芸能従事者協会代表理事・全国芸能従事者労災保険センター理事長

## はじめに

芸能従事者とは、テレビや映画などメディアや舞台、コンサートや寄席などで芸能の実演をする俳優や音楽家、演芸家などの芸能実演家と、スタッフとして芸能の制作をする者の総称で、国勢調査では約21万8250人いるとされています<sup>1</sup>。

## フリーランスのデメリット

芸能従事者のほとんどはフリーランスおよび個人事業主です(文化庁調査で「文化芸術団体などに雇用されている人」はわずか5.4%<sup>2</sup>)。働き方改革で「新しい働き方」として注目されているフリーランスですが、社会的待遇は世界的にも後進的と言えるでしょう。企業などに雇用されていないため、雇用保険に入加入できず、労働基準法で保護される労働者ではありません。

### もりさき めぐみ

慶應義塾大学中退。俳優。代表作に映画「CHARON カロン」TV「暴れん坊将軍」「相棒」など。厚生労働省に芸能従事者の社会保障を働きかけ、2021年に労災保険法施行規則改正に至った。著書に「ハラスメントのない芸能界のために」「コロナ禍を乗り越え、文化芸術の灯をともし続けるために」(『労働の科学』)、「コロナ禍の芸能従事者の課題」(『季刊労働法』)など。2021年4月全国芸能従事者労災保険センター理事長就任。9月一般社団法人日本芸能従事者協会代表理事就任。文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」委員。

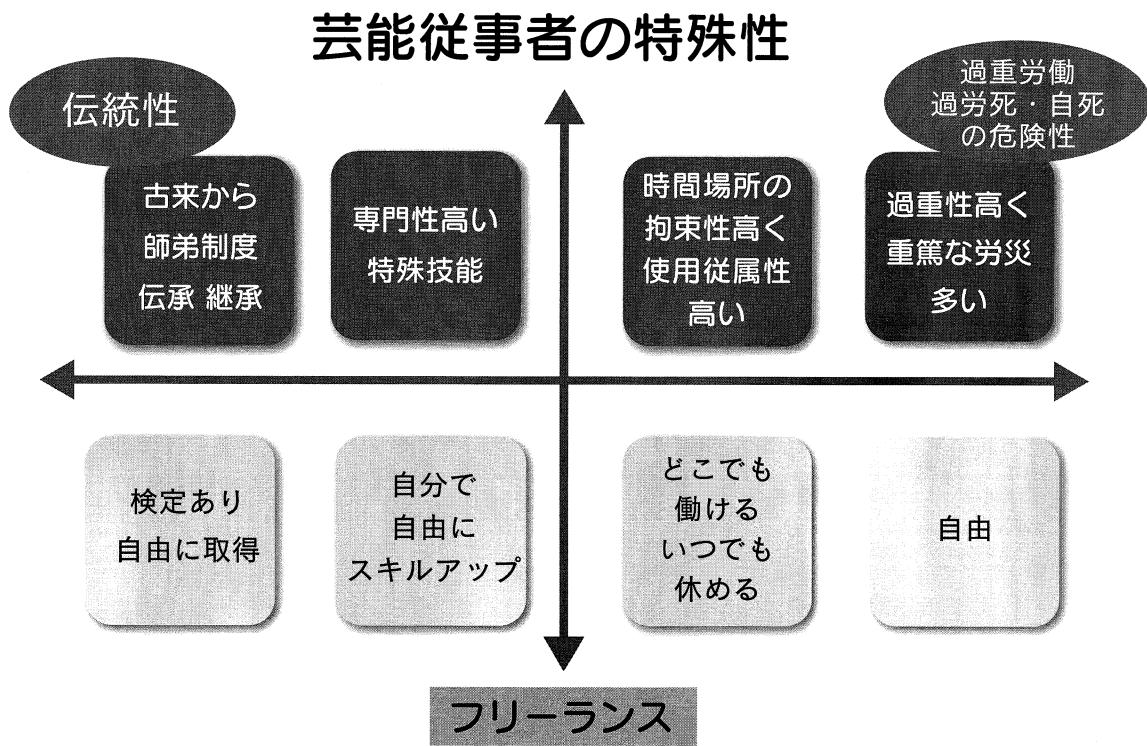
ありません。

公務員や会社員の方の目にフリーランスは「縛られずに働く、自由で独立した生き方」に見えるようですが、芸能従事者は、決して新しい働き方はしていないなく、むしろ古典的で伝統性のある職業です。しかも発注主との使用従属性や経済的従属性が強く、根本的に乖離した就労形態に関わらずフリーランスとして扱われていることに矛盾があり、違和感を感じます。(図1)

## 曖昧な存在

フリーランスは業種と働き方の幅が広く、雇用類似と呼ばれる拘束性が高い者から、フリー就労者までかなりのグラデーションがあり、正確な実態把握には至っていません。人数は、内閣府の調査によると約462万人で、芸能従事者はそのうちの6.3%の「医師、弁護士、会計士・税理士、芸術家、著述家、音楽家、スポーツ家など特定の発注者に依存しない専門的職業」の中に分類されています<sup>3</sup>。

特定の発注者に依存しないことで、流動的な受注形態になり、事業基盤が脆弱です。専門性が高いにもかかわらず、プロフェッショナルの認定基準がないことで、アマチュアとの境の共通認識がなく、職業の認定は、根拠が定まっていない知名度か自己申告(自らを芸能従事者と名乗ること)などの判断材料に頼らざるを得ないため、非常に曖昧な存在になってしまっています。



©Arts Workers Japan

## 生活基盤の弱さ

フリーランスの中でも芸能従事者は生活基盤がことさら弱いといえます。収入は300万円未満が半数以上である調査結果が10年前から2度継続しています<sup>4</sup>。収入形式は「月給、年俸等のあらかじめ決められた報酬」が0%の方が42.4%、「仕事に応じて支払われる報酬」が9割以上の方が39.6%。つまりほとんどの方が安定的な収入を得られていません。

このような不安定な収入の中から仕事上の必要経費の支払いが必要で、「交通費が個人負担となっている人」は54.3%、「衣装等の購入、洗濯費、借用料」が53.3%、「ノルマのチケット売れ残りの自己負担」23.7%、「宿泊費」20.9%、「会場の使用料」19.8%、「チラシ、プログラムの印刷費」18.3%まで負担があり、「個人負担が特ない」方は8.2%しかいません<sup>5</sup>。

## 生活への不安

生活に関する不安が多く、「失業など仕事上の変化を緩和する仕組みがない」53.9%、「老後に備えるための年金制度が十分ではない」が50.0%、出産・育児・介護などの生活保障の仕組みがない」35.3%もいます。

自由記述には「文化芸術活動に関する個人事業主と申告した場合の社会的地位が低く、クレジットカードの作成や転居等の手続きが行えない、あるいは時間がかかり過ぎる事が多い」「文化芸術活動において必要なことは若手に対する補助」「生活の基盤ができていない学生～30歳くらいまでが諦めてしまう前に、補助制度の環境整備をしてほしい」「怪我や事故など安全管理に問題がある上、ハラスメントや低収入の問題もあり、社会保障制度も整備されていない。メンタルケアの意識もない」「芸術家等へのサポートやセーフティネット、契約義務等の社会的制度の整備遅れなど問題が多い」など

が寄せられています<sup>6</sup>。

## 公的保護の無さ

前述の通り、雇用労働者ではないため公的な社会保障がなく、労災補償、有給休暇、休業補償、失業保険、職場の事故責任者および安全衛生管理責任者、仕事先が倒産した場合の賃金未払い立替制度、公的相談窓口、ハラスマント防止措置、メンタルケア、ストレスチェック、カウンセリング窓口などはありません。コロナに感染した国民健康保険加入の被用者に傷病手当金が給付されますが、フリーランスは収入が給料制ではないという理由で不支給です<sup>7</sup>。

## ユネスコ「芸術家の地位に関する勧告」

これらの問題は日本だけなのかというと、かつてはそうではなく、諸外国では1980年9月にUnited Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（国際連合教育科学文化機関：通称ユネスコ。以下ユネスコと称す）は、ベオグラードで、芸術家の地位に関する条約および勧告を採択し、批准各国に法制化することで抜本的解決を推進しました。その内容は以下の通りです。

### 「芸術家の雇用、労働及び生活の条件」

「加盟国は、各々の文化環境に応じ、被雇又は自営の芸術家に対し、他の被雇用の又は自営の集団にそれぞれ通常与えられているのと同様の社会的保護を与えるべく努めるよう勧奨される。同様に、芸術家の扶養家族に対しても適切な社会的保護を及ぼすよう措置すべきである。加盟国が社会保障制度を採用し、改善し又は補足するについては、芸術家の雇用は断続的であること及び多くの芸術家は所得に顕著な変動があること（しかしながら、これによって芸術家が作品を創造し、発表し、普及する自由は制限されない。）によって特徴付けられる芸術活動の特殊な性格に留意すべきである。その意味から、加盟国は、芸術家のための社会保障の資

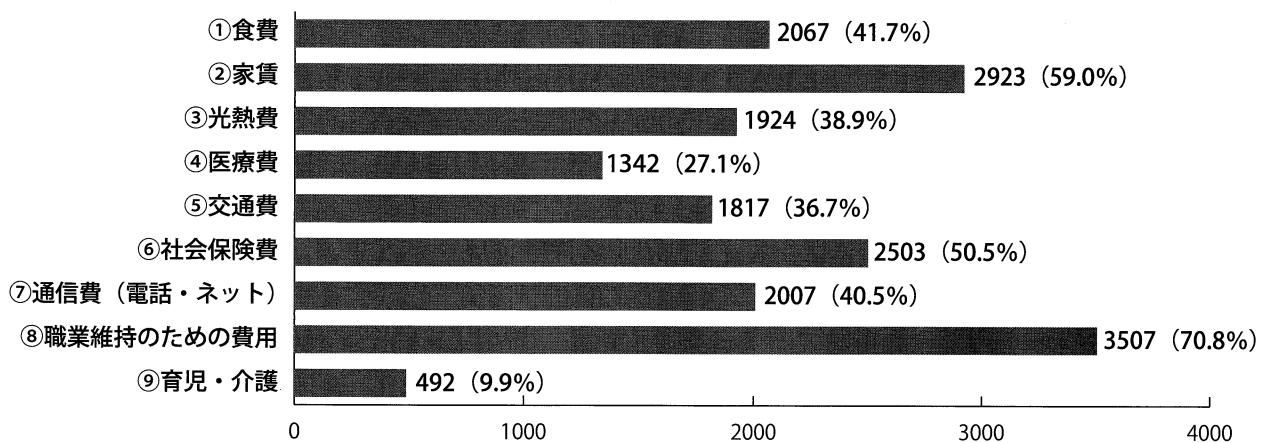
金につき特別な措置（例えば公共当局若しくは芸術家のサービス又は作品を売買したり利用する私企業による資金供出という新しい方式を採用することなど。）を採用することを考慮するよう勧奨される。

芸術家の収入が不安定であり、また急激に変動すること、芸術活動の特殊な性格、及び多くの芸術的職業の場合はその職業に従事できる期間が人生の比較的短い期間にすぎないという事実を確信して、加盟国は、特定の分野の芸術家に対し、年令でなく職歴の長さに応じて年金を受ける権利を与え、また、各国の税制において、芸術家の仕事や活動の特殊性を考慮するよう勧奨される。

すべての芸術家が、上述の両憲章、宣言、条約及び勧告に含まれた社会的保障と保険の規定により効果的に恩恵を受ける権利を有することを認め、芸術家が、生活と社会の発展のために重要な役割を果たしていること、並びに彼等が、その創造的インスピレーションと表現の自由を享有しつつ、社会の発展に貢献する機会及び、他の市民と同様、社会においてその責任を果たす機会が与えられるべきことを考慮し、さらに、社会の文化的、技術的、経済的、社会的及び政治的発展が、芸術家の地位に影響を及ぼしていること、また、その結果として、世界の社会的進歩を考慮しつつ、芸術家の地位に関し再検討する必要があることを認め、芸術家が、本人の希望によって文化的な労働に積極的に従事する者であると認められる権利を有すること、及びその結果として、当該芸術家の専門に固有な条件を考慮しつつ、労働者の地位に属するすべての法的、社会的及び経済的便益を享受する権利を有することを確認し、さらに、芸術家の文化的発展への貢献を考慮しつつ、被雇用と自営とにかくわらず、芸術家の社会保障、労働条件、課税条件を改善することが必要であることを確認し、国内的にも国際的にも普遍的に認められている、文化的独自性の保存と増進の重要性及び伝統的芸術を継承し、国民の民俗伝承文化を解釈演出している芸術家がこの分野で果たしている役割の重要

図2 経済的に困っているのは次のうちどの費用ですか？（複数回答可）

4952回答



（出所）「文化芸術に携わる全ての人の《自粛10ヶ月経過》現況とコロナの影響に関するアンケート」（演劇緊急支援プロジェクト）

性を想起し、芸術の生氣と活力が、なかでも個人及び全体としての芸術家の安寧に依存していることを認識し、芸術家の権利を含む労働者の一般的の権利を認めた国際労働機関の条約及び勧告この会期の第31議題として、芸術家の地位に関する提案を審議し、第20回会期において、この問題を加盟国に対する勧告の対象とすべきであると決定して、1980年10月27日にこの勧告を採択する<sup>8</sup>」

2005年、ユネスコは批准各国の勧告の実施状況を調査しまとめています<sup>9</sup>が、日本の芸術家の社会保障に関する報告は、ほんの数行しかなく、「芸術家に特化した社会保障ではなく、僅かな高齢者向けの年金しかない」としか記述がありません。残念ながら発出から40年間、状況は変わりませんでした。

## コロナによる追い打ち

前述のような弱い生活基盤を持つ日本の芸能従事者は、コロナでさらなる大打撃を受けました。しかも他の産業に先んじて2020年2月には、補償のない公演・イベント自粛要請を受け、約2年経っても、復興の目処が立ちません。他国では優先して実施されたフリーランスへの救済措置は、政府が検討を重ねた結果、5ヶ月後に助成金が施

行されましたが、自粛しながら生の実演を企画して上演しなければ支払われない矛盾のある制度設計であるためむしろ負担がかかり、小規模な劇団や児童劇団の一部は破産宣告し、自粛10ヶ月後の調査では、ご自身か身近な人に「倒産・廃業・閉店をしたところを見聞きした」という方が86.4%もいました<sup>10</sup>。（図2）

## 国際団体から厚生労働大臣への要望書

2020年3月、国際俳優連合<sup>11</sup>、国際音楽家連盟<sup>12</sup>は、「日本政府の対応では、元来生活基盤の弱い日本の芸能実演家を破壊しかねない影響がある<sup>13</sup>」と声明を出しました。

同年10月に再度「日本の芸能界と文化芸術に携わるフリーランス芸能従事者の絶望的な状態について」と題した声明文<sup>14</sup>を、前述の国際2団体とユニメイ・グローバルユニオン<sup>15</sup>が連名で、日本政府に要請しました。

「（以下、和訳）コロナウィルスのパンデミックと、その感染防止のために日本で講じられた措置が厳しいものである結果、メディア及び芸能界や文化芸術に携わるフリーランスの芸能従事者が、今日耐えている危機的な状況に、警鐘を鳴らします。雇用労働者に利用できる未払い賃金確保制度や傷病手当金など、財政支援を利用できない多くの独立請負

業者への甚大な影響を懸念しています。

フリーランスの俳優・音楽・技術スタッフなどの日本の芸能従事者の大多数は、収益を見込んで制作過程で多額の経費を投じて働きますが、コロナ禍で膨大な芸能分野の成果物のキャンセルにより、多額の損金が生じたため、次の企画は消滅せざるを得ません。このような絶望的な状況にもかかわらず、誰もこの経済的損失を保証されていません。その結果、芸能界及び文化芸術に携わるフリーランスの芸能従事者は、貧困線のしきい値を下回って生活しています。彼らの大多数は今年2月以来、収入が半分以上減少しており、驚くべき生活をしています。

日本の芸能従事者は補助金や緊急助成金がないため、生存が脅かされ、不安定な収入に依存している。芸能従事者の家族の生存も危機に瀕しています。まだ仕事を再開する充分安全な状況ではないにもかかわらず、ウィルスの感染から身を守る余裕がありません。このパンデミックにおいてカナダ、アメリカ、イギリス及びほとんどのEU諸国を含む世界中の多くの国が、すべての労働者に包括的な福祉と収益の保護を提供するため、大胆かつ前例のない措置で人民を守っています。どうか速やかに日本の芸能従事者を保護する措置を実行してください」

この国際要望書は国会で質疑にも使われましたが、補償に該当する助成や給付は未だ実施されていません、抜本的な救済措置は未だなされていません。

## 初の社会保障の獲得

2021年4月芸能従事者にとって歴史的な日が来ました。労災補償保険法施行規則の改正により、芸能従事者が特別加入労災保険の対象業種になり、政府労災に加入できるようになりました。芸能従事者にとって初の社会保障を得て、法的保護を受けることになりました。

特別加入労災とは、労働者に準じて保護すべきと、厚生労働省がその業態を認めた業種またはその作業をする者などに対して、特別に加入を認める

雇用保険同等の労災保険です。

この年に開催されたオリンピックおよびパラリンピックの仕事をする多くのイベントスタッフなどはこの恩恵を受け、万一被災した場合の保障をされて働くことができました。ユネスコ勧告発出41年目にして、はじめて芸術家の地位が一歩進んだと言つても過言ではありません。

## 最後に

筆者はこの改正の根拠となる実態を把握するために、37年間に起きた重篤な労働災害事案を調査し、厚生労働省の審議会で発表しましたが、54の事故で27名が亡くなられており、補償なく泣き寝入りしてきた遺族の方々の苦しみや嘆きを聞きました。多くの被災者が望んだ労災保険が叶ったことは、青天の霹靂で、快挙です。改正の同日に設立した全国規模の特別加入団体「全国芸能従事者労災保険センター」に加入した映画監督や俳優が「なんだろうこの守られている感」「生まれてはじめての安心感」などの声を次々にSNSに上げ、話題になりました。

ただし、これをはじめの一歩として、その他の保護は、これから獲得しなければなりません。芸能の道を選んで仕事をしたら選択の余地なくフリーランスとして働き、社会保障のない人生を甘んじて受け入れざるを得ない、それで良いはずがありません。人並みの保障を享受しながら、健全に芸能に励むことができる、そんな本来あるべき芸能人生を、すべての芸能従事者が送れる日を、一日も早く実現したいと願っています。■

### 《注》

- 1 厚生労働省第88回労働条件分科会労災保険部会議事録より。2015年国勢調査による。
- 2 文化庁「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」対象：文学、音楽、美術・写真・デザイン、演劇・舞踊、伝統芸能、大衆芸能、メディア芸術、生活文化・国民娯楽などの分野の活動に関わる芸術家、実演家、教授・指導者、制作・技術スタッフ 期間：2020年9月30日～10月13日
- 3 内閣府「フリーランス実態調査2021」自営業（雇

- 人なし)の数及び構成比の推移。
- 4 「第10回芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査」公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(2019年度文化庁「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」
- 5 4と同じ。
- 6 2と同じ。
- 7 2020年3月10日厚生労働省保険局国民健康保険課 厚生労働省保険局高齢者医療課発出、都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 後期高齢者医療主管課(部) 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」2020年11月、厚生労働省の委託による相談窓口「フリーランス・トラブル110番」の開設および2021年、任意加入による特別加入労災保険制度が開始した。
- 8 文部科学省「芸術家の地位に関する勧告(仮訳)」1980年10月27日第21回ユネスコ総会採択
- 9 UNESCO (2019) "Culture and working conditions for artists -implementing the 1980 recommendation concerning the Status of the Artist"
- 10 「文化芸術に携わる全ての人の《自肃10か月経過》現況とコロナの影響に関するアンケート」調査主体: 演劇緊急支援プロジェクト 調査対象: 上記団体加盟会員及びその呼び掛けによる文化芸術に携わるすべての人(5378回答) 調査方法: インターネット 調査期間: 2020年12月31日から2021年1月7日
- 11 FIA国際俳優連合。1952年英仏で設立。現在世界約70カ国に広がる芸能人の労働組合、ギルド、協会の約100団体に属する数十万人の俳優を代表するNGO。本部はベルギー。
- 12 FIM国際音楽家連盟。1948年設立。世界約65カ国のプロの演奏家の労働組合を代表するNGO。WIPO(世界知的所有権機関)、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)、ILO(国際労働機関)、欧州機関、欧州評議会などと連携している。本部はベルギー。
- 13 International Federation of Actors, International Federation of Musicians (2020年3月) "STATEMENT ON THE CATASTROPHIC IMPACT OF EMERGENCY HEALTH MEASURES TO CONTAIN THE CORONAVIRUS OUTBREAK ON THE ALREADY PRECARIOUS LIVELIHOODS OF PERFORMERS IN JAPAN" Brussels, Belgium
- 14 International Federation of Actors, International Federation of Musicians, UNI-Global Union, Media, Entertainment and Arts Sector (2020年10月30日) "Re: Desperate state of freelance workers in the arts and entertainment sector in Japan" Brussels, Belgium
- 15 UNI-MEI メディアセクター ユニ・グローバルユニオンのメディア・エンターテイメント・芸術部門は、世界中のこの分野の45万人以上のクリエイターや技術者などが属する約170の全国労働組合とギルドを代表する国際ユニオン。本部はベルギー。

### 《参考文献》

- 脇田滋(2011)『ワーカルール・エグゼンプション—守られない働き方』(2011年8月20日)
- 水町勇一郎(2019)『詳解 労働法』(2019年9月25日)
- 森崎めぐみ(2020)「コロナ禍のフリーランス『雇われない働き方』の補償を求める」『女性労働研究第65号』(2020年3月30日)
- 濱口桂一郎(2020)「フリーランスという働き方の現状と課題」『都市問題』(2020年8月号)
- 土屋学(2020)「本業だけでは生計が立てられないアーティストの実像—音楽演奏者たちの仕事と生活から」『ディスガイズド・エンプロイメント—名ばかり個人事業主』脇田滋(2020年7月10日)
- 森崎めぐみ(2020)「不自由だけどフリーランス?—場所にも時間にも外見にも拘束される俳優—コロナ禍でのフリーランス俳優の実態」『ディスガイズド・エンプロイメント—名ばかり個人事業主』脇田滋(2020年7月10日)
- 森崎めぐみ(2020)「コロナ禍のフリーランス芸能従事者の課題」『季刊労働法2020年冬号』(2020年12月15日)
- 鎌田耕一ほか(2021)「雇用類似の働き方に関する諸外国の労働政策の動向—独・仏・英・米調査から—」『労働政策研究報告書No.207』(2021年2月26日)
- 和田肇(2021)『コロナ禍に立ち向かう働き方と法』(2021年1月20日)
- 森崎めぐみ(2021)「芸能従事者の今① 芸能従事者の安全衛生の実態」『労働の科学』(2021年6月1日76巻6号)
- 森崎めぐみ(2021)「芸能従事者の今② 芸能従事者の過重労働の実態」『労働の科学』(2021年7月1日76巻7号)
- 森崎めぐみ(2021)「芸能従事者の今③ 特別加入労災の地域要件の緩和と沖縄」『労働の科学』8月1日76巻8号)
- 森崎めぐみ(2021)「芸能従事者の今④ ハラスメントと契約問題」『労働の科学』9月1日76巻9号)

# そして美術館は完璧な検閲装置となる

太下 義之

同志社大学経済学部教授

## 超大型美術館「M+」の開館

香港の西九龍文化区に立地する大規模な美術館M+が、2021年11月12日にオープンした。M+の敷地面積は25,000m<sup>2</sup>で、延床面積65,000m<sup>2</sup>、18階建の巨大な建物の中には、33のギャラリー（展示スペース：17,000m<sup>2</sup>）と3つの映画館、研究センター等があり、ビクトリアハーバーを見下ろす象徴的な存在となりつつある。このM+の建物は、ロンドンのテート・モダンや北京オリンピックのメインスタジアムであった北京国家体育場（通称「鳥の巣」）の設計で世界的に有名な建築家ユニットHerzog & de Meuronが、九龍駅とユニオンスクエア開発等の設計を担当したTFP Farrellsと、モード学園コクーンタワー（東京都新宿区）等の構造設計を担当したArupと共に設計した。

### おおした よしゆき

筑波大学大学院人間総合科学研究科芸術専攻博士後期課程修了。博士（芸術学）。専門分野は、文化政策、創造都市、表現の自由。森ビル株式会社、三和総合研究所（現・三菱UFJリサーチ&コンサルティング）主任研究員、同・主席研究員、独立行政法人国立美術館理事等を経て、2018年4月より現職。

著書に『アーツカウンシル アームズ・レンゲスの現実を超えて』（水曜社、2017年）、2008.『著作権保護期間延長は文化を振興するか？』（共著、勁草書房、2008年）、『TOKYO1／4と考える オリンピック文化プログラム』（共著、勉誠出版、2016年）など。

M+で巨大なのは建物だけではなく、そのコレクションも6,410アイテム以上と大規模であり、その中核を構成しているのが、「M+ Siggコレクション」である。「M+ Siggコレクション」は、スイスのコレクターUli Siggのプライベート・コレクションがM+に寄贈されたものであり、絵画、版画、彫刻、パフォーマンス、写真、デジタルアートを含む幅広いスタイルと媒体を網羅した1,510点の作品群である。同コレクションは、文化大革命の末期の1972年から2012年までの現代中国の歴史の中で最も文化的にダイナミックな40年間にわたるアートの発展を記録しており、世界でも最大かつ最も包括的な現代中国美術のコレクションの一つと評価される<sup>1</sup>。

「M+ Siggコレクション」のうち寄贈された1,463作品は、サザビーズによる控え目な鑑定で、13億HKD（1.63億USD）の評価額であった。M+は、この寄贈に加えて、さらに47点の作品を1億7,700万HKD（2,280万USD）で購入することに合意したことである<sup>2</sup>。

この「M+ Siggコレクション」の特徴は、中国の現代美術の先駆者と見なされるアンダーグラウンドの芸術集団であるNo Name GroupやStars Art Groupの作品のほか、中国政府を公然と批判するアーティストAi Weiwei（艾未未／アイ・ウェイウェイ、1958年中国・北京生まれ）の26作品が含まれていることである。そして現在、このAiの作品が大きな議論の焦点となっているのである。

図1 M+外観



出所：M+ <<https://www.mplus.org.hk/en/announcement/>>

## Ai Weiweiの作品を巡る議論

直近の一連の議論は、2021年3月に実施されたM+のメディア向けプレビューに端を発している。このプレビューにおいて、M+ Siggコレクションに含まれているAiの作品「Study of Perspective」が提示されたのである。この「Study of Perspective」は、ワシントンのホワイトハウス、パリのエiffel塔、ベルリンのライヒスタークなど、世界の重要な施設やランドマーク、モニュメントに向けて左手の中指を立てている写真のシリーズ（制作：1995年～2017年）である。そして、同シリーズの中の一枚が、北京の天安門広場に向けてAiが中指を立てている作品である。

以下において、香港での完全に独立した非営利の英語新聞であるHongKong Free Press（2015年設立）の記事を中心として、Aiの作品公開を巡る議論の推移を整理してみたい。

2021年3月16日、反体制派の中国人アーティストであるAiの作品を含むメディア・プレビューを

開催したとして、親中派の地元政治家のグループが、M+が国家安全保障法に違反したと非難し、同美術館を警察に告発した<sup>3</sup>。

翌3月17日、親中派のEunice Yung（容海恩）議員は「（Ai・ウェイウェイの作品を含むM+の）多くの作品が国家に対する憎悪を広めている」「香港政府は（M+の）コレクションを検閲する意思はあるのか？」及び「こうした反中国の感情の挑発を防ぐため、政府は何をするつもりなのか？」と議会で質問した。これに対して、Carrie Lam（林鄭月娥）行政長官は、「（香港は）文化的及び芸術的表現の自由を尊重している」と回答しつつも、香港政府当局は国家安全維持法（後述）の違反に対して「厳重な警戒態勢」をとっており、展覧会の主催者にとって、「越えてはならない一線（red line）は明確に分かるようになるだろう」と付言した<sup>4</sup>。

3月23日、こうした状況の中でSiggは声明文を西九文化区に送った。その中でSiggは「現代アートは現実を批判し、傷口に指を入れることさえあるかもしれない」「現代アートはあなたの良き友人ではない。現代アートはあなたがこの世界の現実

図2 「Study of Perspective: Tian'anmen (天安門)」(1997)の画像が非表示で「M+」と表示されているM+のオンライン・コレクションのスクリーンショット



出所：M+ <<https://www.mplus.org.hk/en/collection/>>

に対して開放的であり、その分析や批評に関心を持つことを求めてくる」「このように開放的でなければ、現代アートを鑑賞することはできない」と記述している<sup>5</sup>。Siggは、これらの現代アートを香港に展示することによって、中国の新しい世代の意識に働きかけることを意図したのではないか。

実はSiggは、遡ること5年前の2016年のインタビューにおいて、コレクションの寄贈の交渉段階において「香港と中国本土では言論の自由の程度が非常に異なるのだから、香港にコレクションを提供するべきである」と香港政府が強く主張したとの内実を明らかにするとともに、「言論の自由や芸術の自由が私のコレクションの状況を変えたり、展示できるものを制限したりする影響がないことを願う」と語っている<sup>6</sup>。しかし、残念ながらSiggの期待は裏切られたようである。

3月29日、西九文化区のHenry Tang (唐英年)区長は、「国家安全保障局が法律に違反していると考える作品があれば、私たちは法律に従って行動する」及び「警察に設置される新しい国家安全保障部門による審査を歓迎する」と記者団に語つ

た。この発言は、法に違反していると判断されるAi の作品は、M+において展示する予定がないという声明である<sup>7</sup>。なお親中派の新聞The Standardによると、この記者会見でTang区長はAiの作品を「低俗(vulgar)」と評価したことである<sup>8</sup>。

そして、本稿執筆時点(2021年11月16日)でM+ のオンライン・コレクション(Collection Online)においては、アイ・ウェイウェイの28作品の情報が公開されている。ただし、このうち、「Study of Perspective: Tian'anmen (天安門)」(1997)と「Map of China」(2003)の2作品については、画像が公開されていない。

一方で、Aiが世界の政治的な施設に中指を突き立てている「Study of Perspective」シリーズの作品である「Study of Perspective: White House (ホワイトハウス)」(1995)と「Study of Perspective: Bundeshaus Bern (スイス・ベルンの連邦議事堂)」(1999)の画像はふつうに公開されている<sup>9</sup>。

なお、Aiの作品を巡る動向と並行して別の事件も生じた。助成金の配分と各分野の芸術振興を任

務とする香港アーツカウンシルの27人のメンバーのうち、4名が2021年5月から8月にかけて次々と辞任したのである。この辞任は、中国の国営新聞であるTaKungPaoとWenWei Poが、彼(女)らを「トラブルメーカー」であるとして非難したこと、また、国家安全保障法に違反した可能性がある文化団体に過去3年間で約1500万香港ドルの資金を分配したとして、カウンシル自体を非難した記事が原因と見られている<sup>10</sup>。

## 反体制派アーティストAiの誕生

さて、このようにAiの作品が検閲されるようになる背景として、その前触れとなるような事象を確認することができる。Aiの作品およびその人物そのものは、今までさまざまな物議を醸してきたのである。

そもそも2008年に開催された北京オリンピックの準備段階においては、Aiは中国を代表する国際的なアーティストと位置付けられていた。それゆえ、北京オリンピックの主会場である北京国家体育場(鳥の巣)の建設にあたり、芸術顧問として設計者のスイス人建築家ユニットのヘルツォーク&ド・ムーロンとの共同制作を行ったわけである。

Aiと国家との関係が大きな転機を迎えたのは、オリンピックと同年の5月12日に発生した四川大地震である。この大地震によって、5千人以上の学童が死亡したとされるが、公式の発表はなく、正確な数は現在も不明である。他の年代と比較して不釣り合いで多くの死者が学童に生じたのは、地元の役人が個人的な利益(汚職)のために、学校建築の資材の削減を黙認したせいとされる。この四川大地震における人災をテーマとして、Aiは一連のアートワークを展開するが、その中で最も重要な作品が、150トンもの鉄筋が積み重ねられた“Straight”(2008-2012)である。地震の後、リサイクル用に取っておかれた、被災で曲がりくねってねじれた鉄筋をAiは密かに購入して、これらの鉄筋を手作業で丹念にまっすぐにして、建設前／地震前の状態に戻したのである。そして、これらの鉄筋コ

ンクリート構造物の建設に使用される鉄筋は、「豆腐建築」と呼ばれる劣悪で拙速な手抜き工事を想起させるアートになった(Royal Academy of Arts 2015: 129)。そして、この直接的な政府批判によって、Aiは国家の激しい怒りを受ける側に位置づけられることになったのである。

その後Aiは2011年4月3日に、香港に向かう途中で北京の空港にて警察に止められ、それから拘禁理由を正式に明らかにされないまま、窓のない部屋で二人の警備員に注意深く監視されて、81日間も拘禁されることになった。なお、Aiは解放後に、拘禁されたシーンを再現した“SACRED(祀られて)”と題したインスタレーションを制作し、2013年のヴェネツィア・ビエンナーレに出品した<sup>11</sup>。転んでもただでは起きない反体制の芸術家魂が感じられる。

2014年4月30日には、「上海CCAA中国当代芸術賞15年展」において、評選委員会委員としてのAiの名前が、開始わずか20分前に削除された。さらにその一ヶ月後の5月23日、北京798ユーレンス現代アートセンター UCCAで開催された展覧会においても、出品アーティストであったAiの名前と写真がカタログから消された。Aiはこのことに抗議して作品を撤収した(牧2014:155)。

その後、2016年8月には、寧夏回族自治区に位置する銀川市で開催された2016年の「銀川ビエンナーレ」にて、参加予定であったAiの作品が締め出される、という事件が起こる。Aiの作品が「政治的にデリケートな案件」であることが理由だとAiは述べている。ちなみに、この銀川ビエンナーレは、中国の国際戦略である「一带一路」戦略において、最初の文化振興拠点を設立する予定であったとのことである<sup>12</sup>。

## 香港国家安全維持法がもたらす問題

以上のように、2008年以降のAiは反体制派のアーティストと位置付けられてきた経緯があるので、M+のオープニングに向けて、特にAiの作品に注目が集まっている背景には、中華人民共和国

香港特別行政区国家安全維持法（通称「国家安全維持法」。以下、「国安法」）が2020年6月に施行されたことを指摘できるだろう。

世界最大の国際人権NGOであるAmnesty Internationalは、「国安法が施行された翌日（2020年7月1日）に、警察は国安法違反の容疑の10人を含む300人以上の抗議者を逮捕した。それ以降、香港政府は、表現の自由、平和的な集会および結社の権利を行使したという理由だけで、国安法の下で市民の逮捕および起訴を繰り返してきた」と「中国の中央当局の定義に従った『国家の安全保障』の定義は包括的で、明確さと（どのように場合に処罰されるのかという）法的な予測可能性に欠けている。そのため、表現の自由、平和的な集会、結社、自由に対する人権を制限する口実として恣意的に使用してきた」<sup>13</sup>と報告している。

具体的には、第29条(5)に「様々な違法な方法により、香港特別行政区の居住者は中央人民政府または香港特別行政区政府へ憎悪を喚起し、深刻な結果を引き起こす可能性があること」に関する「罪を犯した者は、3年以上10年以下の懲役刑が科せられ、重大な犯罪の場合は終身刑または10年以上の懲役刑を宣告される」と記述されている。しかし、この「憎悪の喚起」には、共産党に対する批判も含まれているのかもしれない。

またBBCは、国安法の問題点として、「裁判は秘密裏に（第41条）、陪審員なしで（第46条）行うことができる。裁判官は、北京当局に直接責任を負う香港特別行政区行政長官が任命することができる（第44条）。容疑者の保釈が認められない（第42条）」及び「捜査から判決、刑罰に至るまでの事件全体を本土当局に簡単に引き渡すことができる（第56条）」<sup>14</sup>と具体的に指摘している。

この国安法が施行されているかぎり、もしもM+でAiの作品を公開した場合には、館長及び担当者が当局に逮捕される懸念はかなり高い確度のリアリティを有しているものと想像される。

## 美術館は完璧な検閲装置となるのか

以上、概説してきたM+とAiの作品を巡る一連の出来事は、私たちに3つの重要な示唆を与える。

一つは、立地する国・地域の政治思想及び政治体制に美術館が従うことによって、美術館自体が完璧な検閲装置となってしまう懸念があるということである。具体的に、もしもある国家がある特定のアーティストを完璧に検閲しようと考えた場合、国家はこのアーティストの過去の作品できるかぎり収集したうえ、公立美術館において厳重に「管理」、すなわち「隠匿」するという手法をとることもできるのである。「美術館が完璧な検閲装置になる」という危機は、けつしてSFの中での話ではなく、M+において起こっている現実の問題なのである。

もう一点は、そもそもアート作品の展示＝鑑賞（利用）に関する権利や自由は誰に帰属するものなのであろうか、というより本質的な問い合わせである。それは、所有者＝美術館であるのか、またはアーティストであるのか、はたまた香港のケースのように国家なのであろうか。この点に関連して、米国の法学者Joseph Lawrence Saxは著書『「レンブラント」でダーツ遊びとは』（1999）において、アート作品等の「所有者による権利」と「公の権利」のバランスに関して論じている。そして、「公の権利」の観点から、たとえ個人が所有する芸術品であったとしても、「破壊や公開拒否を禁止すること」（サックス1999=2001:17）を提案している。

当然のことではあるが、そもそも美術館（博物館）とは、収蔵品を「公開」するための機関である。ミュージアムに関する国際的な非政府機関のInternational Council of Museums (ICOM) がとりまとめた“Code of Ethics for Museum : ミュージアム倫理規程(2017 Edition) ”の「1-4」においては、「管理機関は、博物館とその収蔵品が適切な時間帯に一定の期間すべての人に公開されることを保証すべきである」<sup>15</sup>と明記されている。

また、日本全国401の国公私立美術館でつくる全国美術館会議は、『美術館の原則と美術館関係

者の行動指針』を2017年12月に策定・発表しているが、この「行動指針6：収集・保存の責務」において、「作品は、公開されて初めて多面的価値を発生させるものである」<sup>16</sup>と記述されている。

参考までに図書館の場合、公開及び利用に関する自由はより明確に記されている。日本図書館協会(1979)「図書館の自由に関する宣言」において、「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である」とび「図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである」<sup>17</sup>と明記されている。このような図書館に関する原則等を参照しつつ、美術館の収蔵品に関しても、あらためて普遍的なアクセスを担保することを再確認することが必要であろう。

## おわりに：反作用としての“M+ Effect”

三つの示唆は、検閲による反作用についてである。上述したとおり、2011年にAiは81日間に渡る拘禁をされたが、その終了直前に、尋問を担当した中国の警官は「Aiよ、私たちなしでは、今日、お前はそんなに有名になれなかつたのではないか？」とAiに尋ねたそうである。これは極めて象徴的なエピソードである。すなわち、検閲や弾圧が行われることによって、当該アーティスト及び彼(女)らの名はより知れ渡ることとなり、また、彼(女)らの表現をより深化させ、強靭にするという反作用が働くということを示唆しているからある。これは、今回の事件になぞらえて“M+ Effect”とでも呼べるのではないか。Ai自身も、次のように語っている。「表現の自由は、闘争の中で現れるべきです。今日の香港の状況は、香港のアーティストとその芸術的表現に新たな挑戦をもたらしていると思います。この種の挑戦に立ち向かうことができるアーティストが本物のアーティストなのでしょう」。そしてさらに、「今日の闘争

の中で現代の香港の芸術家が彼ら自身のことば(表現)を見つけるとき、これは彼らの芸術的表現の覚醒となるでしょう」と<sup>18</sup>。

はたして、香港のアーティストが「覚醒」する日は、いつ到来するのであろうか。■

### 《注》

- 1 M + “M+ Sigg Collection” <<https://www.mplus.org.hk/en/about-the-collection/m-sigg-collection/>>
- 2 Miryam Rodriguez (2012) “ULI SIGG'S GIFT BOLSTERS HONG KONG'S M+ MUSEUM VISION” <<http://artasiapacific.com/News/MajorCollectionDonationToMWestKowloon-CulturalDistrictSFutureMuseum>>
- 3 The Guardian (2021年3月21日) <<https://www.theguardian.com/world/2021/mar/21/hong-kongs-arts-scene-shudders-as-beijing-draws-cultural-red-line>>
- 4 Hong Kong Free Press (2021年3月21日) <<https://hongkongfp.com/2021/03/21/patriot-games-hong-kong-arts-scene-shudders-as-loyalists-circle/>>
- 5 烈新聞 CitizenNews(2021年3月29日) <<https://www.hkcnews.com/article/39752/%E5%B8%8C%E5%85%8B-39776/>>
- 6 Selina Ting (2016) “Dr. Uli Sigg – What if he didn't donate the Sigg Collection to M+?” <<https://www.cobosocial.com/dossiers/dr-ulisigg-what-if-he-didnt-donate-the-sigg-collection-to-m/>>
- 7 Hong Kong Free Press (2021年3月29日) <<https://hongkongfp.com/2021/03/29/new-hong-kong-m-art-museum-will-not-show-ai-weiweis-tiananmen-photo-official/>>
- 8 The Standard (2021年3月30日) <<https://www.thestandard.com.hk/section-news/section/11/228848/>>
- 9 M+ <<https://www.mplus.org.hk/en/collection/>>
- 10 Hong Kong Free Press (2021年8月9日) <<https://hongkongfp.com/2021/08/09/hong-kong-arts-development-council-members-quit-after-chinese-state-media-attacks/>>
- 11 Hong Kong Free Press (2016年6月27日) <<https://hongkongfp.com/2016/06/27/in-pictures-5-years-ago-ai-weiwei-was-released-from-detention-in-china/>>
- 12 Hong Kong Free Press (2016年8月25日) <<https://hongkongfp.com/2016/08/25/dissident-artist-ai-weiwei-says-work-was-pulled-from-yinchuan-biennale-due-to-politi>>

- cal-sensitivity/〉
- 13 Amnesty International (2021) <<https://www.amnesty.org/en/latest/press-release/2021/06/hong-kong-national-security-law-has-created-a-human-rights-emergency/>>
- 14 BBC (2020年7月1日) <<https://www.bbc.com/news/world-asia-china-53256034>>
- 15 ICOM“ICOM Code of ETHICS for Museums”(2017) <[https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/ICOM\\_code\\_of-ethics.pdf](https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/ICOM_code_of-ethics.pdf)>
- 16 全国美術館会議 (2017) 『美術館の原則と美術館関係者の行動指針』<<https://www.zenbi.jp/getMemFile.php?file=file-3-536-file-1.pdf>>
- 17 日本国書館協会 (1979) 「図書館の自由に関する宣言」<<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/>>
- ziyuu.htm〉
- 18 Hong Kong Free Press (2016年9月19日) <<https://hongkongfp.com/2021/09/18/exclusive-hongkongers-on-the-right-side-of-history-says-artist-ai-weiwei-i-am-proud-very-proud-of-them/>>

### 《参考文献》

- Royal Academy of Arts (2015) *AI WEIWEI .Royal Academy of Arts.* London.
- サックス、ジョセフ・L（都留重人監訳）(1999 = 2001)『「レンブラント」でダーツ遊びとは 文化的遺産と公の権利』岩波書店
- 牧陽一 (2014) 「誰が私の名前を消したのか？：艾未未アイ・ウェイウェイ 2014」.『埼玉大学紀要』埼玉大学教養学部、50 (1), 149-166.

